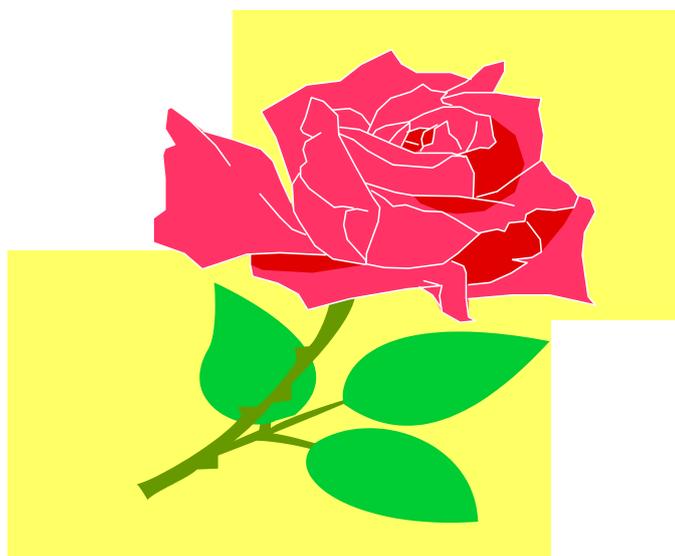


議会月報

令和6年
— 9月号 —



市の花 ばら

No.509

前橋市議会事務局

令和6年9月号目次

■ 議会のうごき	2
本会議	2
第1日	2
第2日	4
総括質問	5
第3日	7
総括質問	8
第4日	12
意見書	26
会議結果	35
常任委員会	38
総務	38
教育福祉	40
市民経済	41
建設水道	42
議会運営委員会	44
各派代表者会議	58
■ ロビ	63
9月の日誌	63
図書室だより	63

■ 議 会 の う ご き

— 本 会 議 —

◇ 第3回定例会の概要

令和6年第3回定例会は、9月3日に招集され、26日までの24日間（本会議は4日間）の会期で行われた。

今定例会では、「令和5年度前橋市一般会計決算認定について」以下35件の市長提出議案、「前橋市議会会議規則の改正について」及び「前橋市議会委員会条例の改正について」の議会議案2件が審議され、いずれも原案のとおり可決、認定、同意された。

また、ICT利便性向上調査特別委員会の調査研究報告が、鈴木委員長から行われた。

総括質問は10日及び11日の2日間に23人の議員が行い、市長や所管部長などから答弁があった。

意見書案は「ブラッドパッチ療法の先進医療体制の充実等を求める意見書」以下8件が上程され、同意書1件を原案のとおり可決、「義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書」以下7件は否決され、第3回定例会は閉会した。

◇ 9月3日（火）【第1日】

ICT利便性向上調査特別委員会の調査研究報告、市長提出議案29件の上程

笠原議長の開会宣言に続いて事務局長からの諸般の報告の後、会期を9月3日から26日までの24日間と決め、会議録署名議員に藤江、林（幸）、須賀各議員を指名した。

次に、ICT利便性向上調査特別委員会の調査研究報告を鈴木委員長が行った後、同委員会の調査を終了することを決めた。

続いて、「令和5年度前橋市一般会計決算認定について」以下29件の市長提出議案が上程され、市長及び各所管部長から提案理由の説明が行われた。

最後に、4日から9日までの6日間を休会と決め、午後1時55分に散会した。

議事日程第1号

第3回定例会
令和6年9月3日(火)
午後1時開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 ICT利便性向上調査特別委員会の調査研究報告
- 第4 市長提出議案の上程
- | | |
|---------|---|
| 議案第85号 | 令和5年度前橋市一般会計決算認定について |
| 議案第86号 | 令和5年度前橋市国民健康保険特別会計決算認定について |
| 議案第87号 | 令和5年度前橋市後期高齢者医療特別会計決算認定について |
| 議案第88号 | 令和5年度前橋市競輪特別会計決算認定について |
| 議案第89号 | 令和5年度前橋市介護保険特別会計決算認定について |
| 議案第90号 | 令和5年度前橋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計決算認定について |
| 議案第91号 | 令和5年度前橋市新エネルギー発電事業特別会計決算認定について |
| 議案第92号 | 令和5年度前橋市用地先行取得事業特別会計決算認定について |
| 議案第93号 | 令和5年度前橋市産業立地推進事業特別会計決算認定について |
| 議案第94号 | 令和5年度前橋市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について |
| 議案第95号 | 令和5年度前橋市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について |
| 議案第96号 | 令和5年度前橋市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について |
| 議案第97号 | 令和6年度前橋市一般会計補正予算 |
| 議案第98号 | 令和6年度前橋市介護保険特別会計補正予算 |
| 議案第99号 | 令和6年度前橋市産業立地推進事業特別会計補正予算 |
| 議案第100号 | 前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正について |
| 議案第101号 | 前橋市手数料条例の改正について |
| 議案第102号 | 前橋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正について |
| 議案第103号 | 前橋市国民健康保険条例及び前橋市福祉医療費の支給に関する条例の改正について |
| 議案第104号 | 公立大学法人前橋工科大学の第3期中期目標の策定について |
| 議案第105号 | 工事請負契約の締結について(六供温水プール解体工事) |
| 議案第106号 | 工事請負契約の締結について(荻窪公園温水利用健康づくり施設改修建築工事) |
| 議案第107号 | 工事請負契約の締結について(荻窪公園温水利用健康づくり施設改修機械設備工事) |
| 議案第108号 | 物品の購入について(はしご付消防自動車) |
| 議案第109号 | 物品の購入について(高規格救急自動車(救急宮城1号車)) |
| 議案第110号 | 物品の購入について(高規格救急自動車(救急利根1号車)) |
| 議案第111号 | 物品の購入について(消防ポンプ自動車ぎ装) |
| 議案第112号 | 市の区域内の町区域の変更及び字区域の廃止について(上細井町ほか) |
| 議案第113号 | 物損事故に係る損害賠償の額を決定することについて |
- (以上29件一括上程・説明)

休会の議決

◇ 9月10日(火) [第2日]

総括質問

堤、中里、長谷川、市村、藤江、角田、浅井、阿部、小曾根、須賀各議員から総括質問が行われ、午後5時21分に延会した。

議事日程第2号

第3回定例会

令和6年9月10日(火)

午前10時開議

第1 総括質問

議案第85号から第113号まで

(以上29件等に対する総括質問)

総括質問一覧表

(9月10日) 1/2

令和6年第3回定例会

発言 順序	氏 名	通告 時間	件 名	要 旨
1	11 堤 波志芽 (一問一答)	3 4	1 まちづくりについて 2 事業の総点検について 3 資産活用について 4 防災と災害について 5 子供政策について 6 動物愛護について 7 市民サービス向上について 8 環境への取組について	(1)前橋テルサ (1)目的、趣旨 (2)取組状況 (3)今後の対応 (1)市役所本庁舎 (1)学校体育館への空調設置 (1)通級指導教室 (2)放課後等デイサービス (3)こども食堂 (1)新動物愛護管理センター (1)支所業務の変化 (1)有価物集団回収 (2)省エネ関連補助金
2	31 中里 武 (一問一答)	4 4	1 事業総点検について 2 こども基本条例制定について 3 分かりやすいデジタル支援につ いて 4 安心して暮らせるまち前橋につ いて	(1)子供たちの意見の反映 (2)課題に対する方向性 (3)各種施策、計画との整合性 (1)めぶく施策の評価と今後の展開 (2)交通政策 (3)デジタルデバйд対策 (1)高齢者支援策 (2)自主防災と派遣支援
3	30 長谷川 薫 (一問一答)	2 5	1 公共交通施策の改善充実につい て 2 3歳未満児の保育料の無償化につ いて	(1) (仮称) 総合公共交通会議の創設 (2)マイタク (3)マイバス (4)デマンド交通 (5)路線バス (1)対象児童 (2)財源 (3)実施策
4	9 市村 均光 (一問一答)	3 4	1 市民活動支援について 2 教育行政について 3 農業政策について 4 道路附属物長寿命化修繕計画事 業について 5 保育給付費等管理システムの導 入について 6 こども基本条例について	(1) こどもアイデアまちづくりプロジェクト (2)SDGs パートナーの活用 (3)ふるさと納税の活用 (1)学校現場のエアコン稼働判断基準 (2)指定学校 (3)習熟度別指導 (4)ICT活用 (1)小規模で高齢な農業者に対する支援 (2)有害鳥獣対策 (1)事業概要 (2)事業の進め方 (1)目的 (2)導入の効果 (1)検討状況 (2)今後の取組
5	22 藤江 彰 (一問一答)	3 9	1 ヤングケアラーの支援について 2 防災、減災について 3 交通政策について 4 農業政策について 5 消防業務について	(1)実態調査を踏まえた支援体制 (2)身近な方々への理解促進 (3)居場所づくり (1)指定避難所等の開設訓練 (1)GunMaasのサブスク (2)上毛電鉄の交通系ICカード導入 (3)バスまちばの設置 (1)赤城の恵ブランド、大島梨 (1)職員等に対する熱中症対策 (2)ハラスメント対策

総括質問一覧表

(9月10日) 2/2

令和6年第3回定例会

発言 順序	氏 名	通告 時間	件 名	要 旨
6	15 角田 修一 (一問一答)	29	1 令和5年度各会計決算について 2 児童生徒が保護者の休暇に合わせて学校を休める制度について 3 障害者就業・生活支援センターについて 4 カスタマーハラスメントについて 5 移住、定住について 6 地域の諸課題について	(1) 財政力指数 (2) 経常収支比率 (3) 翌年度繰越額 (1) ラーケーション (2) 労働者の休暇取得向上策 (1) 現状 (2) 職場実習補助金 (1) 現状 (2) 市民周知 (3) 対策 (1) ふるさと回帰支援センター (1) 東地区の溢水対策 (2) ゾーン30プラス
7	26 浅井 雅彦 (一問一答)	40	1 学校における教材等の調達について 2 出産、子育て支援事業について 3 消費者教育推進事業について 4 新前橋駅周辺地区について 5 地域の諸課題について	(1) 前回答棄後の対応 (2) 他市の取組状況 (1) 現状 (2) 入所 (3) 保育ニーズ (1) 消費者教育の取組 (2) 特殊詐欺対策 (1) 東口の現状 (2) 西口のまちづくり (1) 都市計画道路江田天川大島線利根川以西 (2) 豪雨時における農業用水の管理
8	37 阿部 忠幸 (一問一答)	32	1 大前田樋越産業団地について 2 建設発生土処分場について 3 選挙について 4 地域の課題について	(1) 現状 (2) 産業団地による効果 (3) 今後の取組 (1) 現状 (2) 今後のスケジュール (3) 今後の取組 (4) ため池廃止 (1) ポスター掲示場における区画数 (2) 選挙運動 (3) 選挙運動用ビラの配布 (4) 氏名類推事項 (1) 新市建設計画道路の現状 (2) 今後の取組
9	33 小曾根 英明 (一問一答)	39	1 第83回国民スポーツ大会、第28回全国障害者スポーツ大会について 2 スポーツ施設の管理について 3 小中学校における現代アート鑑賞の取組について 4 まえばし医療センターについて 5 駒寄スマートインターチェンジ産業団地について 6 地域の諸課題について	(1) 本大会の概要 (2) 今後の準備予定 (3) 予算状況 (1) 大型器具機器の更新 (2) 競技用器具機器の更新 (1) アーツ前橋との連携 (2) 今後 (1) 夜間休日診療所の受診者数 (2) 休日昼診療の見直しと混雑状況 (3) 今後の対応 (1) 現状 (2) 今後の予定 (3) 企業誘致の考え方 (1) 旧副知事公舎 (2) E-Vカーシェアリング実証実験 (3) 前橋駅前、国道50号、県庁前けやき並木
10	24 須賀 博史 (一問一答)	30	1 消防行政について 2 暑さ対策について 3 グリーンドーム前橋について 4 スポーツ行政について 5 2040年問題について	(1) ポンプ操法大会 (2) 通信機器の維持管理 (1) 公立学校の運動会、体育大会 (2) 市民運動会 (3) グリーンドーム前橋での運動会開催の可能性 (1) ステージ、可動席の改修 (2) 影響 (1) ザスパ群馬 (1) 人口減少対策 (2) 労働人口減少対策 (3) 公共サービス不足による生活への支障

※要旨の網掛け部分は、本会議電子資料使用申出書が提出されたものです。

◇ 9月11日(水)[第3日]

総括質問、委員会付託、付託省略議案の討論、表決、議員派遣

10日に引き続き、高橋、吉田、横山、山田、三森、宮崎、小林、入澤、岡、中林、近藤(登)、林(倫)、小川各議員から総括質問が行われた。

次に、上程中の議案のうち、第85号から第96号まで、以上12件は、さらに詳しく審査するため、各常任委員会に付託(付託議案は50ページ～53ページ参照)された。残る議案第97号から第113号まで、以上17件については委員会付託が省略され、近藤(好)議員から議案第97号、第99号及び第103号、以上3件について反対討論、岡田議員から第97号について反対討論が行われた。その後、表決の結果、議案第97号、第99号及び第103号、以上3件は賛成多数で可決された。残る議案第98号、第100号から第102号まで、第104号から第113号まで、以上14件は賛成全員で原案のとおり可決された。

続いて、県外先進地調査のための議員派遣3件が承認された後、12日から25日までの14日間を休会と決め、午後5時15分に散会した。

議事日程第3号

第3回定例会

令和6年9月11日(水)

午前10時開議

第1 総括質問

議案第85号から第113号まで

(以上29件等に対する総括質問・議案第85号から第96号まで各常任委員会付託、
議案第97号から第113号まで委員会付託省略、討論、表決)

第2 議員派遣について

休会の議決

総括質問一覧表

(9月11日) 1/3

令和6年第3回定例会

発言 順序	氏 名	通告 時間	件 名	要 旨
1	18 高橋 照代 (一問一答)	3 0	1 学びの保障に向けた取組について 2 学校の適正規模について 3 産業団地開発について 4 協同労働の推進について	(1) 不登校児童生徒数の推移 (2) 支援体制 (3) スクールソーシャルワーカーの拡充 (4) 学びの多様化学校 (5) チーム担任制の導入 (1) 諮問委員会を立ち上げた経緯 (2) 諮問委員会の内容 (3) 特色ある学びの環境づくり (1) 現状 (2) 城南地区での開発可能性 (1) 労働者協同組合法の認識 (2) 市民活動での活用
2	4 吉田 直弘 (一問一答)	2 5	1 前橋テルサの解体方針について 2 市立図書館新本館移設へ向けての課題について	(1) 前橋テルサの役割と評価 (2) 行財政改革及び民間活力導入方針の問題点 (3) 住民意見の聴取と住民合意 (4) 大規模改修 (5) 施設存続 (1) 施設設計と市民参加 (2) 資料の充実 (3) 司書の体制
3	38 横山 勝彦 (一問一答)	3 0	1 給食費の無償化について 2 イベント会場について 3 サーカスの前橋公演について 4 前橋競輪事業について 5 公開緑地整備事業について	(1) 東部共同調理場の建て替え (2) 給食費の無償化 (1) 市民文化会館の現状 (2) 改修計画 (1) イベント開催に伴う観光振興 (2) 教育的な効果 (1) 一般会計繰出金 (2) グリーンドーム前橋等整備基金 (3) 場外車券売場 (4) 競輪選手宿舍 (1) 田口町ほたるの里公開緑地 (2) 整備計画
4	7 山田 秀明 (一問一答)	3 9	1 職員の昇任昇格について 2 水道事業について 3 市民税について 4 交通施策について 5 就職氷河期世代活躍支援事業について 6 農業のDX化について	(1) 評価基準 (2) 等級別人数 (3) 今後の考え方 (1) 経営状況 (2) 料金改定による影響と周知 (3) クレジット収納事業者変更に伴う周知 (1) 令和5年度個人市民税の収入状況 (2) 令和6年度個人市民税の収入見通し (3) 宿泊税に対する考え方 (1) マイバスの利用状況と収支率 (2) マイタクとのすみ分け (3) 路線の見直し (1) 昨年度の実績 (2) 事業利用者の内訳 (3) 今後の取組 (1) ドローンの活用 (2) 効果 (3) 課題

総括質問一覧表

(9月11日) 2/3

令和6年第3回定例会

発言 順序	氏 名	通告 時間	件 名	要 旨
5	28 三 森 和 也 (一問一答)	2 8	1 労働行政、誰もが働きやすい環境づくりについて 2 各種施策、計画における検証、見える化について 3 子供真ん中誰もが輝けるインクルーシブ共生社会づくりについて 4 本市職員の働き方と公共サービスの維持向上について 5 健康寿命延伸施策の充実について 6 防災対策について	(1) ジョブセンターまえばし (2) 在宅ワーク (3) 労働教育委員会 (4) 労働行政強化 (1) 定員管理計画 (2) 行財政改革に伴う民間業務委託検証 (3) 前橋テルサ (4) 給食費無償化 (1) 社会の中で役割が持てる環境づくり (2) インクルーシブ教育 (1) 衛星、A I 活用の漏水調査 (1) 健康ポイント (1) 河川整備対策 (2) 一時避難対策
6	13 宮 崎 裕 紀 子 (一問一答)	1 7	1 前橋テルサと市内文化施設並びに市街地再開発の関係について	(1) 前橋テルサ (2) 市内文化施設 (3) 県民会館 (4) 解体について市民の声を聞く場
7	29 小 林 久 子 (一問一答)	2 4	1 学校給食費完全無償化の早期実施について 2 米不足への緊急対策について	(1) 子育て支援策 (2) 新年度からの小学校給食費無償化 (3) 財源確保 (4) 政治決断 (1) 福祉施設の実態把握と支援 (2) 政府、民間備蓄米の活用 (3) 米農家への営農支援
8	14 入 澤 繭 子 (一問一答)	2 0	1 教育について 2 学習支援について 3 新型コロナウイルスワクチンについて 4 保護猫対策について	(1) 長期休業中の子供の居場所 (1) 学習場所 (1) 財政負担及びスケジュール (2) 使用ワクチンの種類 (3) 救済制度 (1) 譲渡会 (2) 市営住宅の活用
9	6 岡 正 己 (一問一答)	2 0	1 新しい価値の創造について 2 中心市街地について	(1) 衣類の譲渡会 (2) 障害福祉サービス事業所における創造的活動 (3) めぶく I D、めぶく仮 I D (1) 図書館の移転 (2) 前橋テルサ
10	27 中 林 章 (一問一答)	2 0	1 自治会活動について 2 農業政策について 3 ハザードマップによる影響について	(1) 現状 (2) 今後の展開 (1) 担い手育成施策 (2) 農業所得向上への施策 (3) ブランド力向上への施策 (4) 今後の農地の在り方 (5) 関係部署との連携 (1) 市民生活への影響 (2) 課題と対策 (3) 将来の前橋市の姿
11	17 近 藤 登 (一問一答)	2 0	1 スローシティエリアでの芸術祭について 2 森林環境譲与税の活用と森林整備について	(1) 開催の可能性 (2) スローシティ加盟地域との共同開催 (1) 市産材、県産材の活用状況 (2) 机の天板としての活用 (3) 森林環境譲与税による森林整備計画と課題 (4) 下草刈り費用の助成 (5) 松くい虫の防除 (6) カシノナガキクイムシによるナラ枯れ

総括質問一覧表

(9月11日) 3/3

令和6年第3回定例会

発言 順序	氏 名	通告 時間	件 名	要 旨
12	5 林 倫 史 (一問一答)	20	1 文化施設の運営について 2 復興資料館について 3 生態系保全について 4 市民生活におけるニーズ調査について 5 市営駐車場の運営について	(1)利用者数の推移 (2)委託費の現状 (3)展望 (1)現状 (2)展望 (1)現状 (2)展望 (1)調査結果 (2)展望 (1)現状と利便性向上
13	2 小川 栄 治 (一問一答)	20	1 大阪・関西万博について 2 ペットツーリズムについて 3 森林経営管理法について 4 本市の公共交通について 5 前橋テルサの廃止、解体決定について	(1)学校教育への利活用 (2)マスコットキャラクター (1)本市の考え方 (2)本市の社会的資源 (1)制度開始からこれまでの5年間 (2)本市の今後の方針 (1)利便性の向上、ネットワーク化 (2)駅、バス停周囲資産価値の維持向上 (3)JR前橋、新前橋駅のターミナル機能 (1)内装品の利活用 (2)防災ラジオ送信所の再設置 (3)自衛隊法第100条に基づく委託

討 論 一 覧 表

(委員会付託省略議案)

令和6年9月11日

発言	氏 名	賛 否	摘 要
1	16 近 藤 好 枝	反 対	第97号、第99号、第103号
2	1 岡 田 修 一	反 対	第97号

表 決 順 序 調 べ

(委員会付託省略議案)

令和6年9月11日

表決	議 案 番 号	摘 要
1	第97号 (以上1件)	共 産 党 反 対 か が や き 反 対 ま え ば し 維 新 の 会 反 対
2	第99号、第103号 (以上2件)	共 産 党 反 対
3	第98号、第100号から第102号まで、 第104号から第113号まで (以上14件)	全 員 賛 成

◇ 9月26日（木）[第4日]

委員会の議案審査報告、討論、表決、市長提出追加議案の上程、表決、議会議案の上程、表決、意見書案の上程、表決

事務局長から諸般の報告が行われた後、議事に入り、各常任委員会に付託された令和5年度各会計決算認定議案12件についての審査結果が、各委員長からいずれも可決及び認定すべきものと報告された。その後、議案第85号から第89号まで、第93号から第95号まで、以上8件に対する反対討論が長谷川議員から、全議案に対する賛成討論が林（幸）、窪田、石塚、大澤各議員から行われ、表決の結果、議案第85号から第89号まで、第93号から第95号まで、以上8件は賛成多数で、議案第90号から第92号まで、第96号、以上4件は賛成全員で可決及び認定された。

次に、教育委員会の委員に北爪麻衣子さんを任命、人権擁護委員の候補者に河村史明さん、千原好子さん、鎌田文子さん、前原章一さんを推薦したいとする人事議案、「令和6年度前橋市一般会計補正予算」の市長提出追加議案6件が上程され、提案理由の説明の後、表決の結果、いずれも賛成全員で同意及び可決された。

続いて、「前橋市議会会議規則の改正について」及び「前橋市議会委員会条例の改正について」の議会議案2件が上程され、表決の結果、いずれも賛成全員で原案のとおり可決された。

次に、意見書案第23号「ブラッドパッチ療法の先進医療体制の充実等を求める意見書」以下8件が上程され、表決の結果、意見書案第23号については賛成多数で原案のとおり可決、意見書案第24号から第30号までの7件は賛成少数で否決された後、午後3時16分に第3回定例会は閉会した。

議事日程第4号

第3回定例会
令和6年9月26日（木）
午後1時開議

第1 市長提出議案の付議

（議案第85号から第96号まで、以上12件に対する
各常任委員会審査報告・質疑、討論、表決）

第2 市長提出追加議案の上程

議案第114号 教育委員会の委員の任命について
議案第115号 人権擁護委員の候補者の推薦について
議案第116号 人権擁護委員の候補者の推薦について
議案第117号 人権擁護委員の候補者の推薦について
議案第118号 人権擁護委員の候補者の推薦について
議案第119号 令和6年度前橋市一般会計補正予算
（以上6件一括上程・説明、質疑、討論、表決）

第3 議会議案の上程

議会議案第1号 前橋市議会会議規則の改正について
議会議案第2号 前橋市議会委員会条例の改正について
(以上2件一括上程・説明、質疑、討論、表決)

第4 意見書案の上程

意見書案第23号 ブラッドパッチ療法の先進医療体制の充実等を求める意見書
意見書案第24号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
意見書案第25号 COPD（慢性閉塞性肺疾患）の潜在的な患者に対する適切な
対応を求める意見書
意見書案第26号 教員の働き方改革を求める意見書
意見書案第27号 改正地方自治法による指示権行使をしないよう求める意見書
意見書案第28号 政府から独立した人権機関の設置を求める意見書
意見書案第29号 新型コロナウイルス感染症流行に対する国の緊急支援策を求め
る意見書
意見書案第30号 インボイス制度の廃止を求める意見書
(以上8件一括上程・説明、質疑、討論、表決)

内 議
令和6年9月17日

議長 笠原 久 様

建設水道常任委員会
委員長 小岩井 僚 太
(公印省略)

建設水道常任委員会審査報告書

本委員会に付託を受けた議案は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告いたします。

記

審 査 月 日 令和6年9月17日(火)

議案 番号	件 名	議決の状況	議決の結果
85	令和5年度前橋市一般会計決算認定について	賛成多数	認定すべきもの
94	令和5年度前橋市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	賛成多数	可決及び認定すべきもの
95	令和5年度前橋市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	賛成多数	可決及び認定すべきもの
96	令和5年度前橋市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について	賛成全員	可決及び認定すべきもの

内 議
令和6年9月18日

議長 笠原 久 様

総務常任委員会
委員長 窪田 出
(公印省略)

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託を受けた議案は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告いたします。

記

審 査 月 日 令和6年9月18日(水)

議案 番号	件 名	議決の状況	議決の結果
85	令和5年度前橋市一般会計決算認定について	賛成多数	認定すべきもの
92	令和5年度前橋市用地先行取得事業特別会計決算認定について	賛成全員	認定すべきもの

内 議
令和6年9月19日

議長 笠原 久 様

教育福祉常任委員会
委員長 小 淵 一 明
(公 印 省 略)

教育福祉常任委員会審査報告書

本委員会に付託を受けた議案は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告いたします。

記

審 査 月 日 令和6年9月19日（木）

議案 番号	件 名	議決の状況	議決の結果
85	令和5年度前橋市一般会計決算認定について	賛成多数	認定すべきもの
86	令和5年度前橋市国民健康保険特別会計決算認定について	賛成多数	認定すべきもの
87	令和5年度前橋市後期高齢者医療特別会計決算認定について	賛成多数	認定すべきもの
89	令和5年度前橋市介護保険特別会計決算認定について	賛成多数	認定すべきもの
90	令和5年度前橋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計決算認定について	賛成全員	認定すべきもの

内 議
令和6年9月20日

議長 笠原 久 様

市民経済常任委員会
委員長 堤 波志芽
(公印省略)

市民経済常任委員会審査報告書

本委員会に付託を受けた議案は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告いたします。

記

審 査 月 日 令和6年9月20日(金)

議案 番号	件 名	議決の状況	議決の結果
85	令和5年度前橋市一般会計決算認定について	賛成多数	認定すべきもの
88	令和5年度前橋市競輪特別会計決算認定について	賛成多数	認定すべきもの
91	令和5年度前橋市新エネルギー発電事業特別会計決算認定について	賛成全員	認定すべきもの
93	令和5年度前橋市産業立地推進事業特別会計決算認定について	賛成多数	認定すべきもの

討 論 一 覧 表

(常任委員会付託議案)

令和6年9月26日

発言 順序	氏 名	賛 否	摘 要
1	30 長谷川 薫	反 対	第85号～第89号、 第93号～第95号
2	23 林 幸一	賛 成	第85号～第96号
3	20 窪 田 出	賛 成	第85号～第96号
4	32 石 塚 武	賛 成	第85号～第96号
5	3 大 澤 智 之	賛 成	第85号～第96号

表 決 順 序 調 べ

(常任委員会付託議案)

令和6年9月26日

表決 順序	議 案 番 号	摘 要
1	第85号から第89号まで、 第93号から第95号まで (以上8件)	共産党反対
2	第90号から第92号まで、第96号 (以上4件)	全 員 賛 成

表 決 調 べ

(議案第119号)

令和6年9月26日

表決 順序	議 案 番 号	摘 要
1	第119号	全 員 賛 成

議会議案第1号

前橋市議会会議規則の改正について

令和6年9月26日提出

提出者

前橋市議会議員	横山勝彦
同	林幸一
同	堤波志芽
同	小曾根英明
同	藤江彰
同	長谷川薫
同	中里武
同	角田修一
同	岡田修一

前橋市議会会議規則の一部を改正する規則

前橋市議会会議規則（昭和42年前橋市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条中「すべて」を「全て」に改める。

第8条第2項本文中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第14条中「再び」を「、再び」に改める。

第18条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない」に改め、同条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第22条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第23条第1項中「終わった」を「終わった」に改め、同条第2項中「終らない」を「終わらない」に改める。

第26条中「(選挙の宣告)」を削る。

第28条を次のように改める。

(投票)

第28条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

第29条中「終わった」を「終わった」に改める。

第36条本文中「(請願の委員会付託)」を削る。

第38条の見出し中「委員長の報告」を「委員長」に改める。

第39条及び第41条中「終わった」を「終わった」に改める。

第43条第2項中「審査」を「審査又は調査」に、「終らなかった」を「終わらなかった」に改め、「(付託事件を議題とする時期)」を削り、「会議」を「議会」に改める。

第44条第2項中「認めるときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第49条第1項本文中「すべて」を「全て」に改める。

第51条第1項中「すべて」を「全て」に、「終わった」を「終わった」に改める。

第53条本文中「終わった」を「終わった」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改める。

第54条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「発言を」を「、発言を」に改める。

第58条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第59条第1項中「終わった」を「終わった」に改める。

第63条中「(質疑の回数)」及び「(質疑又は討論の終結)」を削る。

第64条本文中「取消し又は」を「取り消し、又は」に改める。

第66条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第69条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第70条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第72条の2第1項中「(選挙規定の準用)」及び「(簡易表決)」を削り、同条第2項中「(投票の終了)」を削る。

第73条を次のように改める。

(選挙規定の準用)

第73条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条第1項から第3項まで、第31条第1項及び第32条の規定を準用する。

2 押しボタン式投票を行う場合には、第29条及び第31条第1項の規定を準用する。

第75条第2項ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第76条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項本文中「とる」を「採る」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

「第9節 公聴会、参考人」を「第9節 公聴人及び参考人」に改める。

第79条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第85条中「、印刷して」を削る。

第86条中「(発言の取消し又は訂正)」を削る。

第99条を次のように改める。

(動議の撤回)

第99条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可

を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第109条中「終わった」を「終わった」に改める。

第113条及び第115条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第116条第1項中「議員」の次に「(次項において「委員外議員」という。)」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改める。

第117条本文中「終わった」を「終わった」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改める。

第120条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第121条第1項中「終わった」を「終わった」に改める。

第124条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる」に改める。

第127条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第130条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第131条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第134条を次のように改める。

(選挙規定の準用)

第134条 記名投票、又は無記名投票を行う場合には、第27条、第28条、第29条、第30条第1項から第3項まで及び第31条第1項の規定を準用する。

第136条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第137条第1項本文中「とる」を「採る」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第138条第2項中「、法人」を「並びに法人」に改める。

第140条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第140条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決により省略することができる。

第140条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第142条第1項中「意見を付け、」を削り、同条第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第143条中「これを」を「、これを」に改める。

第144条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第148条中「(議案等の説明、質疑及び委員会付託)」を削る。

第149条を次のように改める。

(決定の通知)

第149条 前条の規定による決定を本人に通知する場合に必要な事項は、議長が定める。

第151条本文中「外とう、襟巻又はかさ」を「コート、マフラー又は傘」に改める。

第151条ただし書を次のように改める。

ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りではない。

第155条の次に次の1条を加える。

(資料等の配布許可)

第155条の2 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

第157条本文中「すべて」を「全て」に改める。

第158条第2項ただし書中「(秘密の保持)」を削る。

第159条中「(議案等の説明、質疑及び委員会付託)」を削り、「はできない」を「ができない」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第159条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議会議案第 2 号

前橋市議会委員会条例の改正について

令和 6 年 9 月 2 6 日提出

提出者

前橋市議会議員	横 山 勝 彦
同	林 幸 一
同	堤 波志芽
同	小曾根 英 明
同	藤 江 彰
同	長谷川 薫
同	中 里 武
同	角 田 修 一
同	岡 田 修 一

前橋市議会委員会条例の一部を改正する条例

前橋市議会委員会条例（昭和 4 2 年前橋市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条ただし書中「(委員長及び委員の除斥)」を削る。

第 2 0 条第 2 項中「終る」を「終わる」に改める。

第 2 3 条第 1 項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

表 決 調 べ

(議会議案第1号、第2号)

令和6年9月26日

表決 順序	議 案 番 号	摘 要
1	議会議案第1号、第2号	全 員 賛 成

意 見 書 案 一 覧 表

意見書案第 23 号	ブラッドパッチ療法の先進医療体制の充実等を求める意見書
意見書案第 24 号	義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
意見書案第 25 号	COPD（慢性閉塞性肺疾患）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書
意見書案第 26 号	教員の働き方改革を求める意見書
意見書案第 27 号	改正地方自治法による指示権行使をしないよう求める意見書
意見書案第 28 号	政府から独立した人権機関の設置を求める意見書
意見書案第 29 号	新型コロナウイルス感染症流行に対する国の緊急支援策を求める意見書
意見書案第 30 号	インボイス制度の廃止を求める意見書

意見書案第23号

令和6年9月26日提出

令和6年9月26日可決

提出者 市議会議員 中 里 武
同 横 山 勝 彦
同 角 田 修 一

ブラッドパッチ療法の先進医療体制の充実等を求める意見書

交通事故、スポーツ外傷、落下事故などで受けた強い衝撃によって発症する脳脊髄液減少症によって頭痛や目まい、吐き気など様々な症状に苦しんでいる患者の声が全国各地から寄せられ、平成28年度より同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となり、それまで高額だった治療費が抑えられるようになった。

また、令和6年度の診療報酬改定において高度な技術を必要とするブラッドパッチ療法の診療報酬が6月1日から引き上げられた。

公的にも脳脊髄液減少症の治療法としてブラッドパッチ療法の評価が確立されつつあるが、全国的に専門的な診療を実施している医療機関が少ないことから患者の社会復帰に時間がかかる傾向にあり、特に子どもたちはその間、学校に通えず、その後の成長に大きな影響を及ぼすおそれがある。昨年、尾道市立市民病院が行った調査によると、脳脊髄液減少症の患者800人のうち、約35%が18歳未満であり、ブラッドパッチ治療後に70%以上が復学できたという結果が出ている。

また、公的な研究報告によると脳脊髄液減少症の症状において約10%が保険適用の要件である起立性頭痛がみられないため保険適用が受けられなくなっている。

よって、国においては、脳脊髄液減少症の患者の早期社会復帰を進めるとともに公平な医療の提供を実現するために、以下の事項について適切な措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、全国各地にブラッドパッチ療法の先進医療拠点病院の充実を図ること。
- 2 脳脊髄液減少症について子どもに特化した研究及び周辺病態の解明を行うこと。
- 3 脳脊髄液減少症の症状として起立性頭痛がみられない場合の保険適用に向けて検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月 日
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣

前橋市議会議員 笠 原 久

意見書案第24号

令和6年9月26日提出

令和6年9月26日否決

提出者 市議会議員 角 田 修 一
同 三 森 和 也
同 大 澤 智 之

義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が必要である。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられ、計画どおりに進捗すれば、2025年度に完了となる。今後は、小学校にとどまることなく、中学校・高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要である。

今日、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もある一方で、財政状況により加配教員等の配置を見送っている自治体もあるなど、自治体間で教育格差が生じていることは大きな問題である。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上定められており、そのための財源を確保することが国の責務である。

義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたが、子どもたちの豊かな学びを保障するためには、国の施策として定数改善に向けた財源を保障することが不可欠である。

よって、国においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、教育機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合を引き上げるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

前橋市議会議員 笠 原 久

意見書案第25号
令和6年9月26日提出
令和6年9月26日否決

提出者 市議会議員 中 里 武
同 石 塚 武
同 角 田 修 一

COPD（慢性閉塞性肺疾患）の潜在的な患者に対する 適切な対応を求める意見書

COPD（慢性閉塞性肺疾患）は、主としてたばこの煙やPM2.5などの有害物質を長期に吸入暴露することで生じた肺の慢性疾患であり、症状としてはせき、たん、息切れを特徴とする。現在、COPDは、「健康日本21」において、がん、循環器疾患、糖尿病と並び、対策を必要とする主要な生活習慣病に位置づけられている。COPDでは、肺泡が破壊されることにより酸素の取り込みや二酸化炭素を排出する機能が低下する。ここで一度破壊されてしまった肺（気管支や肺泡）は、治療によって元に戻らないため重症化する前段階で治療を開始することで進行を遅らせたり、急激に状態が悪化することを予防したりすることが大切になる。また、COPDが進行し息切れや症状悪化により身体活動が低下することでフレイル（健康な状態と要介護状態の中間段階）に移行し、要介護や寝たきりの可能性が増大するとも言われており、今後、介護費用の増大につながる可能性も示唆されている。

さらに、COPDは循環器疾患（狭心症等の心血管疾患、脳血管疾患）、がんなど、ほかの慢性疾患との関連性も注目されている。日本COPD疫学研究（NICEスタディ）の調査によれば国内のCOPD患者は推定530万人とされているが、厚生労働省等のデータからは実際に治療を受けているのは約36万2,000人ととどまっており、約500万人が未診断であると考えられる中、COPDの早期診断早期治療への取組の強化が必要である。

よって、国においては、高齢化が進行する我が国の国民におけるCOPDの認知度を高めると同時に、潜在的なCOPD患者の早期診断と早期治療への取組を強化し、その重症化予防対策を適切に進めるために、以下の事項について強く要請する。

記

- 1 地域の医療機関にCOPDを診断するスパイロメーターの配備を支援すると同時に、臨床検査技師・保健師等により正確な計測を可能にする研修の実施やガイドラインの周知、画像検査とプログラム医療機器を用いた肺の炎症状態を定量的に測定する検査法の開発と普及に取り組むこと。
- 2 COPDの重症化や増悪を抑えるため、インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチン等の接種が積極的に活用されるよう検討を進めること。
- 3 COPD関連の厚労科研費等の研究資金の確保など、COPDの重症化や増悪を抑える新規治療薬開発のサポート体制の強化を図ること。
- 4 COPDの症状などを紹介するチラシやCOPDのリスクが分かるチェックシート（COPD集団スクリーニング質問票など）の作成と配布等、COPDの認知度向上及び死亡率低下への自治体の活動に対する財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月 日
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣

前橋市議会議員 笠原 久

意見書案第26号

令和6年9月26日提出

令和6年9月26日否決

提出者 市議会議員 角 田 修 一

同 三 森 和 也

同 大 澤 智 之

教員の働き方改革を求める意見書

今、学校現場は教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしている。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善や長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題となっている。2024年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労基法時間外上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、給特法適用の教員については労基法時間外上限が付されていない状況が続いている。

「骨太方針2024」では、中教審の「審議のまとめ」を踏まえ、「2026年度までを集中改革期間とし、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実を一体的に進める」、「2025年度通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなど給特法改正案を提出する」としている。

学校における働き方改革の前進を図るには、まずは「骨太方針」の実現は必要である。しかし、教員の健康と福祉を守る実効性ある長時間労働是正には不十分であることから、2019年に改正された給特法の附帯決議の趣旨を踏まえたさらなる施策の充実が欠かせない。

よって、国においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、下記事項の実現を強く要請する。

記

- 1 教職員の負担軽減を図る観点から、具体的業務削減策を示すこと。
 - (1) 部活動の地域移行をさらに進めること。
 - (2) 「カリキュラム・オーバーロード」の実態にあることから、学習指導要領の内容の精査やそれに伴う標準授業時間の削減等を行うこと。
- 2 教職員定数改善を実施すること。
- 3 自治体の取組が確実に進むよう、人の配置・確保も含め推進のための必要な財源確保等を行うこと。
- 4 教員の命と健康が守られる法制度の整備を図ること。
- 5 今後、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月 日
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

前橋市議会議員 笠 原 久

意見書案第27号

令和6年9月26日提出

令和6年9月26日否決

提出者 市議会議員 長谷川 薫
同 近藤 好枝
同 小林 久子
同 吉田 直弘

改正地方自治法による指示権行使をしないよう求める意見書

今年の6月19日に成立した改正地方自治法は、国が地方自治体に直接指示ができる特例、第14章「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例」を新たに規定し、感染症の大流行や大規模災害発生などの「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」が発生した場合に、法律上の根拠なしに国が自治体に必要な指示ができるものとした。

政府は改正の根拠として「新型コロナウイルス感染症の感染拡大」への対応を挙げてきたが、前橋市をはじめ全国の地方自治体が限られた予算と人員体制の下で奔走する一方で、迷走してきたのは政府である。

従来、国が地方自治体に行う指示は、個別法に基づく必要最低限の範囲で行使するものとされてきたが、本改正により一般的な指示権が容認されることになった。5月21日の衆議院総務委員会において、参考人の白藤博行専修大学名誉教授は、「個別法で想定できない事態が、地方自治法で一般的に想定できるはずがない」と述べ、さらに『国民の安全に重大な影響を及ぼす事態』の範囲について、自然災害、感染症とともに武力攻撃事態が並列的に議論されており、憲法及び地方自治法を理念的、構造的、機能的に破壊するような改正案である」と指摘した。

地方自治法第252条の26の3第1項は、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」は、具体性を欠き、曖昧な要件の下に国の指示権を一般的に認めようとするものであり、地方分権の趣旨並びに憲法第92条が保障する地方自治の本旨に照らしても問題である。

2000年に施行された地方分権一括法の定める国と地方自治体の「対等協力」の関係を損なうものである。自治事務について国が指示をする場合は、従来、緊急性と特別な必要性の存在が指示権行使の要件とされてきたが、地方自治法第252条の26の5には、そのような要件が規定されておらず、指示権の濫用により自治事務の自主運用権が損なわれるおそれがある。

さらに、地方自治法第252条の26の5第4項は、地方自治の在り方及び国民の権利義務に大きく影響を及ぼす国の指示権行使につき、国会は、事後報告を受けるものとしているが、国権の最高機関である国会の権能を弱めるものであり問題である。

よって国に対し、改正地方自治法第14章を廃止するよう再改正を求めるとともに、国の指示権を地方自治体に対して行使をしないよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月 日
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
法務大臣

前橋市議会議員 笠原 久

意見書案第28号

令和6年9月26日提出

令和6年9月26日否決

提出者 市議会議員 角 田 修 一
同 三 森 和 也
同 大 澤 智 之

政府から独立した人権機関の設置を求める意見書

世界人権宣言は1948年12月10日に採択され、以来この日は国際人権デー（International Human Rights Day）として世界中で記念されている。30条からなる人権宣言は、すべての国のすべての人が享受すべき基本的な市民的、文化的、経済的、政治的及び社会的権利を詳細に規定しており、世界各国では、人権を保障し、あるいは人権状況を監視する100を超える国において政府から独立した人権機関が設置されている。

政府から独立した人権機関の設立は、裁判所とは別に人権侵害からの救済と人権保障を推進するための国家機関であり、国連が世界各国に求めている国際的な人権基準を国内で実行するためのシステムの一環であるが、いまだ我が国では、政府から独立した人権機関は設置されていない。

「世界人権宣言」の規定は広く受け入れられ、また国家の行為をはかる尺度としても利用されている。また、日弁連では、真に政府から独立した人権機関を内閣府に置くことを組織構成とする要綱案を公表し、刑事施設、入管施設などにおける人権侵害、官民を問わず性別や障がい、民族などを理由とした差別など様々な人権侵害について、その救済と予防を任務とし、また総合的な人権政策を提案するなどの役割を担う国内人権機関が必要であるとしている。

例えば、外国人であるとか、障がい者であるといった理由で、部屋の賃貸契約や雇用契約から排除された場合、時間を要する裁判でなく素早く対応を行い、差別や人権侵害が認められた場合は直ちに勧告し、迅速な解決を図るのが政府から独立した人権機関であり、人権保障のための提言や教育活動を展開し、国の行う行政や立法に対して素早く意見が言えるのも特徴である。

よって、国においては、速やかに政府から独立した人権機関の設置の実現を図るよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月 日
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
法務大臣

前橋市議会議員 笠 原 久

意見書案第29号
令和6年9月26日提出
令和6年9月26日否決

提出者 市議会議員 長谷川 薫
同 近藤 好枝
同 小林 久子
同 吉田 直弘

新型コロナウイルス感染症流行に対する国の緊急支援策を求める意見書

全国の定点医療機関から報告された新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、5月上旬から連続して増加しており、第11波の感染拡大が続いている。

現在流行しているオミクロン株の変異株「K P・3」は、感染力が非常に強いにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症治療への公費助成が全て打ち切られたために、症状があっても医療費の負担を避けるために検査を受けない人や高額な新型コロナウイルス感染症治療薬の処方方を断る患者が増えている。このような全国で共通した状況が、現在の感染拡大の原因にもなっている。

また、今年の3月末で新型コロナウイルス感染症の治療への公的支援が全廃された結果、窓口3割負担の場合、重症化リスクを軽減する治療薬「ラゲブリオ」は1回の治療で約2万6,000円、軽症や中等症向けの「パキロビッド」は約2万9,000円、「ゾコーバ」は約1万5,000円の自己負担となっている。そのため解熱鎮痛剤だけを求める患者が増え、医者にかからず市販薬で済まず受診控えも広がっている。

さらに、PCR検査や抗原検査も有料となり、厚労省が自治体に要請して10月から実施を予定している65歳以上の高齢者、基礎疾患のある60～64歳を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種も自治体の独自支援がなければ最大7,000円の負担が発生する。

このような中、猛暑で体力が低下し免疫力が弱まる人や熱中症にかかる人が増えており、特に高齢者は、新型コロナウイルス感染症に感染すると重症化し死亡する危険性が高まっている。

東京都医師会の尾崎治夫会長は、「今後さらに感染が広がり、高齢者や基礎疾患のある人が重症化し医療崩壊が起きる」と懸念を表明し、「抗ウイルス薬が高額なので処方を我慢する患者が多い」と医療現場の状況を語り、新型コロナウイルス感染症治療薬とワクチンの自己負担軽減を国に要望している。また、国会で行われた厚労省の感染症専門医など有識者へのヒアリングでも、患者負担軽減策とともに医療機関への財政支援策の必要性が指摘されている。

よって、国に対し以下のとおり、第11波の新型コロナウイルス感染症流行に対応する公的支援策などの緊急対策を求めるものである。

記

- 1 高額な新型コロナウイルス感染症治療薬への公費助成を行い、少なくとも5類感染症のインフルエンザの治療薬と同水準の患者負担とすること。
- 2 高齢者や基礎疾患のある人の重要な予防手段である新型コロナウイルスワクチン接種に対する自己負担の減免を拡充すること。
- 3 ワクチンの有効性・安全性について、新たな知見も含めて情報提供を強め、国民の疑問に答えること。
- 4 ワクチンの副反応の原因究明と被害者救済に万全を期すこと。
- 5 新型コロナウイルス感染症感染患者の入院や治療を受け入れている医療機関への公費助成を再開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月 日
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣

前橋市議会議員 笠原 久

意見書案第30号

令和6年9月26日提出

令和6年9月26日否決

提出者	市議会議員	長谷川	薫
	同	近藤	好枝
	同	小林	久子
	同	吉田	直弘

インボイス制度の廃止を求める意見書

コロナ禍からの回復もままならず、ウクライナ侵攻に起因するサプライチェーンの混乱や円安の影響で、燃油や資材などの物価高騰、納品遅れに加え、食品や生活必需品の大幅な値上がりは追い打ちをかけ、営業の危機的状況を深刻化させている。

また、燃料や原材料などの仕入価格の上昇により営業利益を維持することができずに倒産した「物価高」倒産が急増している。帝国データバンクの2024年上半期「物価高」倒産動向調査によれば、「物価高」倒産は最多の484件に上っており、このまま推移すれば2024年の「物価高」倒産の累計は1,000件に達する可能性がある公表している。

こうした原材料高騰の影響を受け、地域経済の中心を担う中小・小規模事業者は存続の危機に瀕しており、物価高騰対策などの支援が求められている。

このような中、2023年10月1日からインボイス制度が実施されたため、中小・小規模事業者への税負担と事務負担の増加が強いられるとともに、免税事業者は取引から排除される事態が生じている。全国商工団体連合会の2024年上半期の営業動向調査によると、売上げ1,000万円以下のインボイス発行事業者の45.1%が「消費税を納税できるか心配」と答え、免税事業者の7.5%が「廃業せざるを得ない」と答えている。

このままインボイス制度が継続されるならば、個人事業主や農業従事者、フリーランス、文化事業者などが廃業の危機に追い込まれ、さらなる地域経済の衰退につながることは必至である。

以上の趣旨から、国に対し、インボイス制度の廃止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月 日
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣

前橋市議会議員 笠原 久

◇ 会 議 結 果

令和6年第3回定例会

1 開 会 令和6年9月 3日

2 閉 会 令和6年9月26日

3 会 期 24日間

4 会議時間

9月 3日 午後0時57分から午後1時55分まで

9月10日 午前9時57分から午後5時21分まで

9月11日 午前9時59分から午後5時15分まで

9月26日 午後0時57分から午後3時16分まで

5 出席議員

第1日（9月 3日） 出席38人 欠席0人

第2日（9月10日） 出席38人 欠席0人

第3日（9月11日） 出席38人 欠席0人

第4日（9月26日） 出席38人 欠席0人

6 会議状況

件 名	議決年月日	議決の結果
○会期の決定 9月3日（火）～9月26日（木）	6. 9. 3	24日間
○会議録署名議員の指名	6. 9. 3	藤江 彰 林 幸一 須賀博史
○ICT利便性向上調査特別委員会の調査研究報告	6. 9. 3	調査終了
○議会議案の上程		
議会議案第1号 前橋市議会会議規則の改正について	6. 9.26	可 決
議会議案第2号 前橋市議会委員会条例の改正について	〃	〃
○市長提出議案の上程		
議案第85号 令和5年度前橋市一般会計決算認定について	6. 9.26	認 定
議案第86号 令和5年度前橋市国民健康保険特別会計決算認定について	〃	〃
議案第87号 令和5年度前橋市後期高齢者医療特別会計決算認定について	〃	〃
議案第88号 令和5年度前橋市競輪特別会計決算認定について	〃	〃
議案第89号 令和5年度前橋市介護保険特別会計決算認定について	〃	〃
議案第90号 令和5年度前橋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計決算認定について	〃	〃

件名	議決年月日	議決の結果
議案第 91号 令和 5 年度前橋市新エネルギー発電事業特別会計決算認定について	6. 9. 26	認 定
議案第 92号 令和 5 年度前橋市用地先行取得事業特別会計決算認定について	〃	〃
議案第 93号 令和 5 年度前橋市産業立地推進事業特別会計決算認定について	〃	〃
議案第 94号 令和 5 年度前橋市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	〃	可決及び認定
議案第 95号 令和 5 年度前橋市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	〃	〃
議案第 96号 令和 5 年度前橋市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について	〃	〃
議案第 97号 令和 6 年度前橋市一般会計補正予算	6. 9. 11	可 決
議案第 98号 令和 6 年度前橋市介護保険特別会計補正予算	〃	〃
議案第 99号 令和 6 年度前橋市産業立地推進事業特別会計補正予算	〃	〃
議案第100号 前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正について	〃	〃
議案第101号 前橋市手数料条例の改正について	〃	〃
議案第102号 前橋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正について	〃	〃
議案第103号 前橋市国民健康保険条例及び前橋市福祉医療費の支給に関する条例の改正について	〃	〃
議案第104号 公立大学法人前橋工科大学の第 3 期中期目標の策定について	〃	〃
議案第105号 工事請負契約の締結について（六供温水プール解体工事）	〃	〃
議案第106号 工事請負契約の締結について（荻窪公園温水利用健康づくり施設改修建築工事）	〃	〃
議案第107号 工事請負契約の締結について（荻窪公園温水利用健康づくり施設改修機械設備工事）	〃	〃
議案第108号 物品の購入について（はしご付消防自動車）	〃	〃
議案第109号 物品の購入について（高規格救急自動車（救急宮城 1 号車））	〃	〃
議案第110号 物品の購入について（高規格救急自動車（救急利根 1 号車））	〃	〃
議案第111号 物品の購入について（消防ポンプ自動車ぎ装）	〃	〃
議案第112号 市の区域内の町区域の変更及び字区域の廃止について（上細井町ほか）	〃	〃
議案第113号 物損事故に係る損害賠償の額を決定することについて	〃	〃
議案第114号 教育委員会の委員の任命について	6. 9. 26	同 意
議案第115号 人権擁護委員の候補者の推薦について	〃	〃
議案第116号 人権擁護委員の候補者の推薦について	〃	〃
議案第117号 人権擁護委員の候補者の推薦について	〃	〃

件 名	議決年月日	議決の結果
議案第118号 人権擁護委員の候補者の推薦について	6. 9. 26	同 意
議案第119号 令和6年度前橋市一般会計補正予算	〃	可 決
○意見書案の上程		
意見書案第23号 ブラッドパッチ療法の先進医療体制の充実等を求める意見書	6. 9. 26	可 決
意見書案第24号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	〃	否 決
意見書案第25号 COPD（慢性閉塞性肺疾患）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書	〃	〃
意見書案第26号 教員の働き方改革を求める意見書	〃	〃
意見書案第27号 改正地方自治法による指示権行使をしないよう求める意見書	〃	〃
意見書案第28号 政府から独立した人権機関の設置を求める意見書	〃	〃
意見書案第29号 新型コロナウイルス感染症流行に対する国の緊急支援策を求める意見書	〃	〃
意見書案第30号 インボイス制度の廃止を求める意見書	〃	〃
○議員派遣について		
	6. 9. 11	承 認

—— 常 任 委 員 会 ——

◇ 総務常任委員会

日時・場所 9月11日(水) 議会運営委員会室
開議 午後5時21分 散会 午後5時26分
出席委員 窪田委員長、市村副委員長、吉田、林(倫)、角田、藤江、林(幸)、浅井、中里、鈴木各委員

1 決算審査の運営について

本日の本会議で付託された議案の審査に係る委員会運営について、協議された。

審査日程及び審査事項は、別紙常任委員会決算審査日程表(51ページ参照)のとおり確認され、運営については、別紙常任委員会決算審査運営要項(49ページ参照)のとおり行うこととされた。

また、会議時間については、おおむね午後5時までとなっていることから、委員長より各委員に協力の要請があった。

次に、発言の申出、市長及び監査委員に答弁を求めたい旨の申出は、審査日の2日前(9月13日)までに正副委員長に申出を行うものとなっているが、本日申出を受けることで了承された。

発言の申出については、委員長及び監査委員(鈴木委員)を除く8人の委員からあり、発言順序については正副委員長に一任され、委員長案のとおり決定された。

なお、市長及び監査委員に答弁を求めたい旨の申出はなかった。さらに、電子資料を使用する場合は、運営について協議する常任委員会で申し出を行った上、翌日(9月12日)の正午までに常任委員会電子資料使用申出書を事務局に提出し、委員長の許可を受けることとなっているが、申出はなかった。

続いて、マイボトルの持込みによる水分補給について、委員長より各委員に伝えられた。

×

×

日時・場所 9月18日(水) 第一委員会室
開議 午前9時55分 休憩 午前11時57分
再開 午後0時55分 休憩 午後2時59分
再開 午後3時26分 散会 午後4時42分
出席委員 窪田委員長、市村副委員長、吉田、林(倫)、角田、藤江、林(幸)、浅井、中里、鈴木各委員

9月11日の本会議において付託を受けた議案2件(51ページ参照)について、委員長及び監査委員(鈴木委員)を除く8人の委員から質疑が行われ、表決の結果、別紙総務常任委員会審査報告書

(15 ページ参照) のとおり決まった。

◇ 教育福祉常任委員会

日時・場所 9月11日(水) 第一委員会室
開議 午後5時19分 散会 午後5時24分
出席委員 小渕委員長、佐藤副委員長、岡、入澤、新井美咲子、須賀、三森、小林、金井各委員

1 決算審査の運営について

本日の本会議で付託された議案の審査に係る委員会運営について、協議された。

審査日程及び審査事項は、別紙常任委員会決算審査日程表(52ページ参照)のとおり確認され、運営については、別紙常任委員会決算審査運営要項(49ページ参照)のとおり行うこととされた。

また、会議時間については、おおむね午後5時までとなっていることから、委員長より各委員に協力の要請があった。

次に、発言の申出、市長及び監査委員に答弁を求めたい旨の申出は、審査日の2日前(9月17日)までに正副委員長に申出を行うものとなっているが、本日申出を受けることで了承された。

発言の申出については、委員長及び監査委員(金井委員)を除く7人の委員からあり、発言順序については正副委員長に一任され、委員長案のとおり決定された。

なお、市長及び監査委員に答弁を求めたい旨の申出はなかった。さらに、電子資料を使用する場合は、運営について協議する常任委員会で申し出を行った上、翌日(9月12日)の正午までに常任委員会電子資料使用申出書を事務局に提出し、委員長の許可を受けることとなっているが、申出はなかった。

続いて、マイボトルの持込みによる水分補給について、委員長より各委員に伝えられた。

×

×

日時・場所 9月19日(木) 第一委員会室
開議 午前9時55分 休憩 午前11時57分
再開 午後0時56分 休憩 午後3時14分
再開 午後3時14分 散会 午後3時16分
出席委員 小渕委員長、佐藤副委員長、岡、入澤、新井美咲子、須賀、三森、小林、金井各委員

9月11日の本会議において付託を受けた議案5件(52ページ参照)について、委員長及び監査委員(金井委員)を除く7人の委員から質疑が行われ、表決の結果、別紙教育福祉常任委員会審査報告書(16ページ参照)のとおり決まった。

◇ 市民経済常任委員会

日時・場所 9月11日(水) 第二委員会室
開議 午後5時18分 散会 午後5時22分
出席委員 堤委員長、大澤副委員長、岡田、近藤(好)、近藤(登)、高橋、富田、新井美加、阿部各委員

1 決算審査の運営について

本日の本会議で付託された議案の審査に係る委員会運営について、協議された。

審査日程及び審査事項は、別紙常任委員会決算審査日程表(53ページ参照)のとおり確認され、運営については、別紙常任委員会決算審査運営要項(49ページ参照)のとおり行うこととされた。

また、会議時間については、おおむね午後5時までとなっていることから、委員長より各委員に協力の要請があった。

次に、発言の申出、市長及び監査委員に答弁を求めたい旨の申出は、審査日の2日前(9月18日)までに正副委員長に申出を行うものとなっているが、本日申出を受けることで了承された。

発言の申出については、委員長を除く8人の委員からあり、発言順序については正副委員長に一任され、委員長案のとおり決定された。

なお、市長及び監査委員に答弁を求めたい旨の申出はなかった。さらに、電子資料を使用する場合は、運営について協議する常任委員会で申し出を行った上、翌日(9月12日)の正午までに常任委員会電子資料使用申出書を事務局に提出し、委員長の許可を受けることとなっているが、申出はなかった。

続いて、マイボトルの持込みによる水分補給について、委員長より各委員に伝えられた。

×

×

日時・場所 9月20日(金) 第一委員会室
開議 午前9時56分 休憩 午前11時56分
再開 午後0時57分 休憩 午後2時56分
再開 午後3時27分 散会 午後4時22分
出席委員 堤委員長、大澤副委員長、岡田、近藤(好)、近藤(登)、高橋、富田、新井美加、阿部各委員

9月11日の本会議において付託を受けた議案4件(53ページ参照)について、委員長を除く8人の委員から質疑が行われ、表決の結果、別紙市民経済常任委員会審査報告書(17ページ参照)のとおり決まった。

◇ 建設水道常任委員会

日時・場所 9月11日(水) 第四委員会室
開議 午後5時17分 散会 午後5時23分
出席委員 小岩井委員長、山田副委員長、小川、宮崎、中林、長谷川、石塚、小曾根、横山各委員

1 決算審査の運営について

本日の本会議で付託された議案の審査に係る委員会運営について、協議された。

審査日程及び審査事項は、別紙常任委員会決算審査日程表(50ページ参照)のとおり確認され、運営については、別紙常任委員会決算審査運営要項(49ページ参照)のとおり行うこととされた。

また、会議時間については、おおむね午後5時までとなっていることから、委員長より各委員に協力の要請があった。

次に、発言の申出、市長及び監査委員に答弁を求めたい旨の申出は、審査日の2日前(9月12日)までに正副委員長に申出を行うものとなっているが、本日申出を受けることで了承された。

発言の申出については、委員長を除く8人の委員からあり、発言順序については正副委員長に一任され、委員長案のとおり決定された。

なお、市長及び監査委員に答弁を求めたい旨の申出はなかった。さらに、電子資料を使用する場合は、運営について協議する常任委員会で申し出を行った上、翌日(9月12日)の正午までに常任委員会電子資料使用申出書を事務局に提出し、委員長の許可を受けることとなっているが、申出はなかった。

続いて、マイボトルの持込みによる水分補給について、委員長より各委員に伝えられた。

2 その他

(1) 決算審査の日程について

小曾根委員より、委員会開催の日程に係る発言があった。

×

×

日時・場所 9月17日(火) 第一委員会室
開議 午前9時55分 休憩 午後0時 3分
再開 午後1時 2分 休憩 午後2時40分
再開 午後2時42分 散会 午後2時43分
出席委員 小岩井委員長、山田副委員長、小川、宮崎、中林、長谷川、石塚、小曾根、横山各委員

9月11日の本会議において付託を受けた議案4件(50ページ参照)について、委員長を除く8

人の委員から質疑が行われ、表決の結果、別紙建設水道常任委員会審査報告書（14ページ参照）のとおり決まった。

—— 議 会 運 営 委 員 会 ——

日時・場所 9月3日(火) 議会運営委員会
開議 午前9時57分 散会 午前10時6分
出席委員 林(幸)委員長、藤江副委員長、岡田、堤、角田、長谷川、中里、小曾根、横山
各委員
当局出席者 副市長、総務部長、秘書広報、行政管理各課長

1 議事日程第1号について

(1) 会期の決定

会期は、本日から26日までの24日間とすることで確認された。

(2) 会議録署名議員の指名

会議録署名議員については順番により、22番・藤江議員、23番・林(幸)議員、24番・須賀議員の3名を指名する予定で確認された。

(3) ICT利便性向上調査特別委員会の調査研究報告

本日、ICT利便性向上調査特別委員会の調査研究報告を行うことで確認された。

なお、委員長報告に対する質疑はなしとすることで確認された。

また、委員長報告を承認し、調査研究を終了することについて簡易採決により行うこととされた。

(4) 市長提出議案の上程

議案第85号から第113号まで、以上29件を一括上程し、初めに、市長から令和5年度前橋市各会計決算認定議案の説明、続いて、その他の各議案について、所管部長から順次説明される予定で確認された。

なお、総務部長から当局の説明所要時間はおおむね44分との報告があった。

(5) 休会の議決

議事の都合上、4日から9日までの6日間を休会とすることで確認された。

2 その他

(1) 総括質問について

別紙総括質問時間割(46ページ参照)のとおり23名から通告があり確認された。

なお、質問事項の通告は、本日午後4時までに申し出ることとされた。

また、質問事項に重複等があった場合の変更については、4日午後4時までに申し出ることとされた。

(2) 議案の委員会付託について

従前同様の取扱いとし、決算認定についての12議案を各常任委員会に分割付託することで確認された。

その他の議案については、従前同様、委員会への付託は省略することで確認された。

なお、長谷川委員より、議案第97号 令和6年度前橋市一般会計補正予算を委員会付託すべきとの申出があったが、協議の結果、委員会付託は省略することで確認された。

(3) 請願・意見書案について

請願については提出がなく、意見書案9件の提出があり、提出された意見書案の取扱いについては従前同様、各会派に持ち帰り、次期議会運営委員会で各会派の検討結果を報告することとされた。

また、起草委員会は12日午前10時から開催することとされ、各会派の起草委員についても次期議会運営委員会で氏名を報告することとされた。

(4) 次期議会運営委員会の日程について

9月10日(火)午前9時から行うこととされた。

令和 6 年 第 3 回 定 例 会
総 括 質 問 時 間 割

月日	順序	議席	議 員	通告時間	備 考
9 月 10 日 (火)	1	1 1	堤 波志芽	3 4分	
	2	3 1	中 里 武	4 4分	
	3	3 0	長谷川 薫	2 5分	
	4	9	市 村 均 光	3 4分	
					休憩予定
	5	2 2	藤 江 彰	3 9分	
	6	1 5	角 田 修 一	2 9分	
	7	2 6	浅 井 雅 彦	4 0分	
					休憩予定
	8	3 7	阿 部 忠 幸	3 2分	
9	3 3	小曾根 英 明	3 9分		
10	2 4	須 賀 博 史	3 0分		
9 月 11 日 (水)	1 1	1 8	高 橋 照 代	3 0分	
	1 2	4	吉 田 直 弘	2 5分	
	1 3	3 8	横 山 勝 彦	3 0分	
	1 4	7	山 田 秀 明	3 9分	
					休憩予定
	1 5	2 8	三 森 和 也	2 8分	
	1 6	1 3	宮 崎 裕 紀 子	1 7分	
	1 7	2 9	小 林 久 子	2 4分	
	1 8	1 4	入 澤 繭 子	2 0分	
	1 9	6	岡 正 己	2 0分	
					休憩予定
	2 0	2 7	中 林 章	2 0分	
	2 1	1 7	近 藤 登	2 0分	
2 2	5	林 倫 史	2 0分		
2 3	2	小 川 栄 治	2 0分		

×

×

日時・場所 9月10日(火) 議会運営委員会
開議 午前8時56分 散会 午前9時5分
出席委員 林(幸)委員長、藤江副委員長、岡田、堤、角田、長谷川、中里、小曾根、横山
各委員
当局出席者 副市長、総務部長、秘書広報、行政管理各課長

1 議事日程第2号について

(1) 総括質問

本日の総括質問は、堤議員以下10名とすることで確認された。

また、質問順序、質問事項等について、別紙総括質問一覧表(5ページ～6ページ参照)のとおり確認された。

(2) 休憩の時刻

昼休みは市村議員の質問終了後、午後の休憩は浅井議員の質問終了後に予定し、時間によっては、変更もあるということで確認された。

2 その他

(1) 討論通告、表決調べの締め切りについて(付託省略議案)

付託省略議案は、11日の総括質問終了後、討論、表決を行い、討論通告及び表決調べについては、事務の都合上、本日午後3時の休憩終了までとすることで確認された。

なお、表決調べは紙で事務局へ提出することで確認された。

(2) 委員会審査(運営要項案等)について

各常任委員会における決算議案の審査は、別紙常任委員会決算審査運営要項(49ページ参照)のとおり行うこととされ、昨年と同様であることで確認された。

また、本日の本会議終了後に正副常任委員長会議を議会運営委員会室において開催し、各正副委員長に確認することとされた。

次に、11日の本会議終了後、4常任委員会を開催し、各委員に確認することとされ、会派内の各議員へ周知をするよう伝えられた。

(3) 意見書案について

初めに、3番から5番までの意見書案の提出会派である市民フォーラムの角田委員から、3番「太陽光パネルのリサイクルの義務化導入ならびにリサイクルの低コスト化かつ高リサイクル率を求め

る意見書」の取下げ、4番「政府から独立した人権機関の設置を求める意見書」及び5番「持続可能な学校の実現を目指す意見書」の訂正の申出があり、了承された後、横山委員から発言があった。

次に、9月3日の議会運営委員会で、各会派持ち帰り検討となっていた意見書案について、各会派から意見が発表されたが、各会派の意見が一致する意見書がなかったため、起草委員会は開催されないこととなった。

なお、12日午後3時までに意見書の提出会派は提案者と文案を決め、事務局へ報告し、その後、事務局で整理し各会派へ意見書案と表決調べの一覧を各会派へ配付することとされた。次に、表決調べに賛否を記入の上、19日正午までに事務局に提出することで確認された。

(4) 議員派遣について

締め切り期限の9月3日までに申出のあった議員派遣について確認され、11日の本会議に上程することとされた。

(5) 次期議会運営委員会の日程について

9月11日（水）午前9時から行うこととされた。

常任委員会決算審査運営要項

令和6年9月

- 1 委員会の会議時間について
会議時間は午前10時から、おおむね午後5時までとするが、会議の状況により委員長は会議時間を変更することができる。
- 2 議案の審査について
委員会での議案説明は省略し、ただちに質疑に入る。質疑終了後、討論は本会議に委ね、表決を行う。
- 3 発言について
 - (1) 発言の申し出について
委員の発言の申し出については、審査日の2日前までに正副委員長に申し出る。
 - (2) 発言順序について
委員の発言順序については、正副委員長において調整のうえ決定する。
 - (3) 発言時間等について
委員の発言時間の制限は行わないが、会議時間内で正副委員長において調整し、必要な場合は時間を延長する。
 - (4) 電子資料について
電子資料を使用する場合、運営について協議する常任委員会において申し出を行った上、当該常任委員会の翌日の正午までに、常任委員会電子資料使用（修正）申出書を事務局に提出し、委員長の許可を受けるものとする。また、変更・修正の必要が生じた場合は、同日の午後4時までに常任委員会電子資料使用（修正）申出書を事務局に改めて提出し、委員長の許可を受けるものとする。
 - (5) その他
発言は発言席において行う。
特に、市長及び監査委員に答弁を求めたい場合は、発言の申し出と同時に委員長に直接申し出る。
- 4 その他
 - (1) その他委員会運営に関する必要事項は、会議規則及び委員会条例の定めるところによる。
 - (2) 委員会の日程及び付託議案について
(別紙「常任委員会決算審査日程表」のとおり)
 - (3) 服装については、クールビズ対応とする。
(上着及びネクタイは不要とし、当局にも同様の協力を求める。ただし、着用も可とする。)

常任委員会決算審査日程表

令和6年9月

日	曜	時間	場 所	委員会名	付 託 議 案
17	火	午前 10時	第一委 員会室	建設水道 常 任 委 員 会	<p>議案第85号 令和5年度前橋市一般会計決算認定についてのうち 都市計画部、建設部、水道局所管に関する歳入 都市計画部、建設部、水道局所管に関する歳出 第4款 衛生費のうち 第4項 清掃費 第5目 し尿処理費の一部 第8款 土木費【第3項 都市計画費 第5目 公園費の一部、を除く】 第11款 災害復旧費【第1項 農林水産施設災害復旧費、を除く】</p> <p>議案第94号 令和5年度前橋市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について</p> <p>議案第95号 令和5年度前橋市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について</p> <p>議案第96号 令和5年度前橋市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について</p>

(説 明 員)

市長・副市長・監査委員

都市計画部長	飯 塚 佳 雄	公営企業管理者	膽 熊 桂 二
都市計画課長	塚 田 伸 也		
建築指導課長	樋 口 美 香	水道局長	金 田 芳 明
建築住宅課長	井 草 浩 二	経営企画課長	山 本 義 浩
市街地整備課長	五十嵐 紳一郎	水道局参事(兼)水道整備課長	
区画整理課長	石 田 昌 彦		茂 木 政 史
		水道局参事(兼)浄水課長	
建設部長	吉 澤 輝 男		篠 田 十 一
道路建設課長	横 塚 有 利	下水道整備課長	石 井 利 彦
道路管理課長	茂 木 智	下水道施設課長	蜂須賀 陸 典
東部建設事務所長補佐(兼)用地管理係長	柳 井 隆 信		
建設部参事(兼)公園緑地課長	狩 野 健		
公園管理事務所長(兼)荻窪公園長	金 子 朋 之		

常任委員会決算審査日程表

令和6年9月

日	曜	時間	場 所	委員会名	付 託 議 案
18	水	午前 10時	第一委 員会室	総 務 常 任 委 員 会	<p>議案第85号 令和5年度前橋市一般会計決算認定についてのうち 総務部、未来創造部、財務部、消防局等所管に関する歳入 総務部、未来創造部、財務部、消防局等所管に関する歳出 第1款 議会費 第2款 総務費【第1項 総務管理費 第8目 企画費の一部、 第10目 支所費、 第12目 行政連絡費、 第13目 交通政策費の一部、 第14目 環境保全対策費、 第15目 諸費、 第3項 戸籍住民基本台帳費、を除く】 第9款 消防費 第10款 教育費のうち 第1項 教育総務費 第2目 事務局費の一部、 第10項 大学費 第12款 公債費 第13款 予備費</p> <p>議案第92号 令和5年度前橋市用地先行取得事業特別会計決算認定について</p>

(説明員)

市長・副市長・監査委員

総務部長	田村 聡 史	会計管理者	高柳 敦
秘書広報課長	柴崎 徹	会計室長	小澤 昭夫
職員課長	阿久沢 理		
総務部参事(兼)行政管理課長	持田 一 浩	消防局長	手島 一 樹
防災危機管理課長	笹本 光 快	消防次長	藤田 明 弘
契約監理課長	生方 高 弘	消防局総務課長	山下 誠 一
		消防局参事(兼)予防課長	下田 哲 也
未来創造部長	阿佐美 忍	警防課長	櫻井 則 夫
デジタル政策担当部長	藤田 孝 紘	救急課長	琴 寄 敏 行
政策推進課長	宇次 明	通信指令課長	宇田 昌 明
未来政策課長	高橋 良 祐	参事(兼)選挙管理委員会事務局長	岡田 寿 史
交通政策課長	橋本 崇 裕		
情報政策課長	中嶋 健 裕	監査委員	関 哲 哉
財務部長	木村 理 文	監査委員事務局長	川合 寿 憲
財政課長	大谷 仁		
資産経営課長	信澤 和 秀	議会事務局長	高橋 之 彦
収納課長	上野 克 巳	議会事務局総務課長	丸橋 睦
市民税課長	本間 達 雄		加藤 正 寛
資産税課長	佐藤 伸 策	議事課長	

常任委員会決算審査日程表

令和6年9月

日	曜	時間	場 所	委員会名	付 託 議 案
19	木	午前 10時	第一委 員会室	教育福祉 常 任 委 員 会	<p>議案第85号 令和5年度前橋市一般会計決算認定についてのうち 福祉部、こども未来部、健康部、教育委員会所管に関する歳入 福祉部、こども未来部、健康部、教育委員会所管に関する歳出 第3款 民生費【第1項 社会福祉費 第1目 社会福祉総務費の一部、 第7目 国民年金費、 第13目 隣保館費、を除く】</p> <p>第4款 衛生費のうち 第1項 保健費、 第2項 衛生費 第1目 衛生総務費、 第2目 環境衛生費の一部、 第3項 保健所費</p> <p>第10款 教育費【第1項 教育総務費 第2目 事務局費の一部、 第8項 保健体育費 第1目 保健体育総務費の一部、 第10項 大学費、を除く】</p> <p>議案第86号 令和5年度前橋市国民健康保険特別会計決算認定について</p> <p>議案第87号 令和5年度前橋市後期高齢者医療特別会計決算認定について</p> <p>議案第89号 令和5年度前橋市介護保険特別会計決算認定について</p> <p>議案第90号 令和5年度前橋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計決算認定について</p>

(説 明 員)

市長・副市長・監査委員

福祉部長	福島 健一	教育長	吉川 真由美
社会福祉課長	本間 俊之	教育次長	片貝 伸生
福祉部参事(兼)長寿包括ケア課長	五 嶋 信 広	指導担当次長	金井 幸光
福祉部参事(兼)介護保険課長	吉野 崇	教育委員会事務局総務課長	高橋 雅人
障害福祉課長	田村 哲司	教育施設課長	木村 一弥
指導監査課長	阿部 瑞恵	文化財保護課長	神宮 聡
こども未来部長	猪俣 理恵	学務管理課長	後藤 弘史
こども支援課長	望月 恵	学校教育課長	田村 裕之
こども未来部参事(兼)こども施設課長	岡田 秀行	前橋高校事務長	藤井 義嗣
健康部長	宮坂 恵理子	生涯学習課長	佐藤 由美子
保健所長	大西 一徳	教育支援課長	安藤 尚子
保健総務課長	阿部 秀明	図書館長	齋藤 明子
健康増進課長	樋口 早苗		
保健予防課長	三田 尚輝		
衛生検査課長	松本 和裕		
国民健康保険課長	羽鳥 純子		

常任委員会決算審査日程表

令和6年9月

日	曜	時間	場 所	委員会名	付 託 議 案
20	金	午前10時	第一委員会室	市民経済常任委員会	<p>議案第85号 令和5年度前橋市一般会計決算認定についてのうち 市民部、文化スポーツ観光部、環境部、産業経済部、農政部等所管に関する歳入 市民部、文化スポーツ観光部、環境部、産業経済部、農政部等所管に関する歳出 第2款 総務費のうち 第1項 総務管理費 第8目 企画費の一部、 第10目 支所費、 第12目 行政連絡費、 第13目 交通政策費の一部、 第14目 環境保全対策費、 第15目 諸費、 第3項 戸籍住民基本台帳費 第3款 民生費のうち 第1項 社会福祉費 第1目 社会福祉総務費の一部、 第7目 国民年金費、 第13目 隣保館費、 第4款 衛生費【第1項 保健費、 第2項 衛生費 第1目 衛生総務費、 第2目 環境衛生費の一部、 第3項 保健所費、 第4項 清掃費 第5目 し尿処理費の一部、を除く】 第5款 労働費 第6款 農林水産業費 第7款 商工費 第8款 土木費のうち 第3項 都市計画費 第5目 公園費の一部、 第10款 教育費のうち 第8項 保健体育費 第1目 保健体育総務費の一部 第11款 災害復旧費のうち 第1項 農林水産施設災害復旧費</p> <p>議案第88号 令和5年度前橋市競輪特別会計決算認定について 議案第91号 令和5年度前橋市新エネルギー発電事業特別会計決算認定について 議案第93号 令和5年度前橋市産業立地推進事業特別会計決算認定について</p>

(説明員)

市長・副市長・監査委員

市民部長	若島敦子	環境部長	倉林薫
市民協働課長	福島照美	環境部参事(兼)環境政策課長	真庭祐次
共生社会推進課長	吉田宣子	ごみ政策課長	大山幸成
市民部参事(兼)市民課長	山口和子	ごみ収集課長	羽鳥申一
大胡支所長	小沼安美	廃棄物対策課長	砂川明樹
宮城支所長	大崎正俊	清掃施設課長	木村茂樹
市民部参事(兼)粕川支所長	関口知子	産業経済部長	高松秀光
富士見支所長	伊井直文	産業政策課長	篠田京樹
文化スポーツ観光部長		にぎわい商業課長	瀬瀬正樹
文化国際課長	小坂和成	公営事業課長	大塚直樹
スポーツ課長	原豊茂	農政部長	草野修一
観光政策課長	山智幸	農政課長	中野孝一
	近藤博之	農村整備課長	山本良太
		農業委員会会長	澁澤聖一
		農業委員会事務局長	片貝早苗

×

×

日時・場所 9月11日(水) 議会運営委員会
開議 午前9時9分 散会 午前9時22分
出席委員 林(幸)委員長、藤江副委員長、岡田、堤、角田、長谷川、中里、小曾根、横山
各委員
当局出席者 副市長、総務部長、秘書広報、行政管理各課長

1 議事日程第3号について

(1) 総括質問

本日の総括質問は、高橋議員以下13名とすることで確認された。

また、質問順序、質問事項等について、別紙総括質問一覧表(8ページ~10ページ参照)のとおり確認された。

(2) 休憩の時刻

昼休みは、山田議員の質問終了後、午後の休憩は岡議員の質問終了後に予定し、時間によっては、変更もあるということで確認された。

(3) 常任委員会付託議案

総括質問終了後、別紙常任委員会決算審査日程表(50ページ~53ページ参照)のとおり、令和5年度各会計決算認定についての12議案を各常任委員会に付託することとされた。

(4) 付託省略議案に対する討論、(5) 付託省略議案の表決

その他の議案については、委員会付託を省略し、討論、表決を行うこととされ、付託省略議案に対する討論は、別紙討論一覧表(11ページ参照)のとおり近藤(好)、岡田各議員から通告があったことが確認された。

また、付託省略議案の表決については、別紙表決順序調べ(11ページ参照)のとおり3回に分けて行い、初めに議案第97号を表決し、次に議案第99号及び第103号、以上2件を一括して表決し、次に、残る議案第98号、第100号から第102号まで、第104号から第113号まで、以上14件を一括して表決することで、併せて確認された。

(6) 議員派遣について

9月10日の議会運営委員会で確認されたとおり、議員派遣についてを議題とし、直ちに採決することで確認された。

(7) 休会の議決

委員会審査のため、12日から25日までの14日間を休会とすることで確認された。

2 その他

(1) 討論通告の締め切り

常任委員会に付託した決算認定議案に対する本会議での討論通告の締め切りは、事務の都合上、24

日正午までとすることで確認された。

なお、市民フォーラム、かがやき、七星、さきがけ赤城、赤利根、なないろ、わくわく前橋、まえばし維新の会、以上8会派については、所属していない委員会に付託された議案の表決についても討論通告と同様、24日正午までに報告するよう伝えられた。

(2) 委員会審査（運営要項等）について

本日の本会議終了後、決算審査運営要項等の確認のため、各常任委員会を開催することとされた。

開催場所については、総務常任委員会は議会運営委員会室、教育福祉常任委員会は第一委員会室、市民経済常任委員会は第二委員会室、建設水道常任委員会は第四委員会室でそれぞれ開催することとされた。

なお、会派内の各議員への連絡を行うよう伝えられた。

(3) 市長提出追加議案 令和6年度前橋市一般会計補正予算（第二次）発言通告（質疑・討論）及び表決調べの締め切りについて

令和6年度前橋市一般会計補正予算の市長提出追加議案の取扱いについて、9月11日の各派代表者会議で確認されたとおり、20日に議案が送付されることで確認された。

なお、表決調べを議案送付日である20日に各会派の代表者へ配付することとし、事務の都合上、質疑及び討論の通告と表決調べを24日正午までに事務局へ提出することで確認された。

質疑の回数は、会議規則第55条の規定により3回までとなり、複数の申出があった場合の発言順序については、大会派順に行うことで確認された。

また、議案の委員会付託については、省略することで確認された。

(4) 議会議案について

9月11日の各派代表者会議において確認された議会議案については、最終日の26日に上程することとされ、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論、表決の順で進めることで確認された。

なお、提案理由の説明及び委員会付託については、省略することで確認された。

また、オブザーバーは質疑、討論通告及び表決調べについて、24日正午までに、事務局に提出することとされた。

(5) 次期議会運営委員会の日程について

9月26日（木）午前10時から行うこととされた。

(6) 質問席から離れる場合の議長の許可について

長谷川委員から、質問席から離れる場合の議長の許可についての発言があり、小曾根委員、藤江副委員長から発言があった。

×

×

日時・場所	9月26日（木）	議会運営委員会
	開議 午前9時56分	散会 午前10時2分
出席委員	林（幸）委員長、藤江副委員長、岡田、堤、角田、長谷川、中里、小曾根、横山各委員	

当局出席者 副市長、総務部長、秘書広報、行政管理各課長

1 議事日程第4号について

(1) 市長提出議案の付議

各常任委員会に付託した決算認定の12議案について、各常任委員長から審査報告書が提出されたので、委員長報告、質疑、討論、表決の順で行うこととされた。

また、委員長報告の順序は審査を行った順とし、初めに建設水道、次いで総務、教育福祉、最後に市民経済の各委員長の順で行うこととされた。

なお、委員長報告に対する質疑はなし、討論については、長谷川議員以下5名から通告があり、別紙討論一覧表(18ページ参照)の順序で行うことで確認された。

表決は、別紙表決順序調べ(18ページ参照)のとおり2回に分けて行うこととされ、初めに議案第85号から第89号まで、及び第93号から第95号まで、以上8件を一括して行い、次に残る議案第90号から第92号まで、及び第96号、以上4件を一括で行うことで確認された。

(2) 市長提出追加議案の上程

市長提出追加議案である議案第114号から第119号まで、以上6件を一括して上程し、説明、質疑、討論、表決を行うこととされた。

質疑、討論はなしとし、委員会付託は省略することで確認された。

なお、表決は3回に分けて行い、初めに、議案第114号の教育委員会の委員の任命についてを表決し、次に議案第115号から第118号まで、以上4件の人権擁護委員の候補者の推薦についてを一括して表決し、次に残る議案第119号の令和6年度前橋市一般会計補正予算を表決することで確認された。

(3) 議会議案の上程

9月11日の議会運営委員会で確認されたとおり、議会議案第1号 前橋市議会会議規則の改正について及び議会議案第2号 前橋市議会委員会条例の改正について、以上2件を一括して上程し、提案理由の説明、質疑、討論、表決を行うこととされた。

提案理由の説明、委員会付託は省略し、質疑、討論は通告がなく、表決については、別紙表決調べ(25ページ参照)のとおり、議会議案2件を一括して表決することで確認された。

(4) 意見書案の上程

別紙意見書案一覧表(26ページ参照)のとおり、8件を一括上程することで確認された。

提案理由の説明、委員会付託を省略し、質疑、討論はなしとすることで確認された。

また、表決は、8回に分けて行い、初めに、第23号について行い、2回目に第24号、3回目に第25号、4回目に第26号、5回目に第27号、6回目に第28号、7回目に第29号、8回目に第30号について行うことで確認された。

2 その他

(1) 議員派遣議決後の変更について

中里議員から議長宛てに変更申出書の提出があったことが報告された。

(2) 次期議会運営委員会の日程について

11月18日（月）午後3時から行うこととされた。

（3）議会運営委員会行政視察

委員長から、議会運営委員会の行政視察について、日程は8月23日の議会運営委員会で確認されたとおり、11月7日（木）、8日（金）で、東京都港区及び岩手県一関市の議会運営について視察する旨、報告があり、確認された。

（4）本会議の欠席について

総務部長から、水道局長の本会議欠席について報告があった。

—— 各 派 代 表 者 会 議 ——

日時・場所 9月3日(火) 議会運営委員会室
開議 午前10時7分 散会 午前10時15分
出席議員 笠原議長、新井美加副議長、横山、林(幸)、堤、小曾根、藤江、長谷川、中里、角田、岡田各議員、(オブザーバー)中林、近藤(登)、岡、入澤、林(倫)、小川各議員

1 会議規則、委員会条例及び請願書・陳情書取扱規程の改正について

議事課長から次のとおり説明があり、了承された。

会議規則、委員会条例及び請願書・陳情書取扱規程の改正について説明する。

まず、会議規則の改正は、標準市議会会議規則が改正されたことから、その内容を本市議会会議規則に反映させようとする改正案である。改正内容は大きく3点に集約できる。

まず、1点目は議会の運営に関する規定の整理や全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会の協議結果による改正など、議会運営に関する改正である。これらは、議会運営上の手続や表現、文言の整理などであり、実際の議会運営に大きな変化が生じるものではない。2点目は、公用文用字用語辞典に基づく表記の変更や整文のための読点などの字句等の整理に関する改正である。3点目は、条文中に記載する他の条の小見出しを括弧書きで記載していることについて、本市の条例、規則の表記のルールに合わせて、見やすい表記とするための条文中の小見出しの削除に関する改正である。以上3点が大きな改正内容である。

次に、委員会条例の改正は、標準市議会委員会条例が改正されたことから、その内容を本市議会委員会条例に反映させようとする改正案である。改正内容は、条文中の小見出しの削除に関する改正が1か所、字句等の整理に関する改正が2か所である。

次に、請願書・陳情書取扱規程の改正は、標準市議会会議規則の改正内容を本市議会請願書・陳情書取扱規程に反映させようとする改正案で、改正箇所は4か所である。会議規則、委員会条例、請願書・陳情書取扱規程の改正内容は以上のとおりである。

続いて、今後の手続についてであるが、会議規則の改正と委員会条例の改正は議会議案として提出し、議決をもらう必要がある。この内容で了解をもらえたら、議会議案の案を作成し、次回の各派代表者会議で内容を確認してもらい、議案提出の手続を進めたいと思う。また、請願書・陳情書取扱規程の改正については、議会の議決は必要なく、議長の決裁で処理することとなる。この内容で了解をもらえれば、会議規則の改正の議決に併せ、議長決裁をもらう準備を進めたいと思う。

説明は以上である。よろしく願います。

2 次期タブレットの導入機種について

議長から次のとおり説明があり、了承された。

次期タブレットの導入機種についてであるが、来年2月の改選に向けて、改選後の任期に使用するタブレットの導入機種の検討を始めたいと考えている。

導入機種の候補については、現在使い慣れたタブレットの後継機種を第1候補として、重量や画面サイズの異なる機種の比較表を作成した。セキュリティーや補償については、これまで同様、あんし

ん補償契約をつける案とした。プランについては、現在の使用状況から考えて、月、3ギガバイトのプランを案とした。なお、データ量が多くなった月には1ギガ1,100円で追加が可能なプランとなり、追加3ギガ、合計6ギガまでは自動で追加されるスピードモードを設定したいと考えている。また、端末費用は3年間の分割払いとし、導入に係る費用及び通信費用については、これまで同様、政務活動費で支出することとしたいと考えている。こちらの案を基に各会派で検討してもらい、第3回定例会最終日、9月26日の本会議開会前に開催される各派代表者会議にて導入機種の方向性を決めさせてもらいたいと考えている。

3 議員親睦会の会費について

議長から次のとおり説明があり、了承された。

議員親睦会の会費についてであるが、報酬からの月額2,000円の引き去りについて、従前、改選の年度は数か月前から引き去りをやめていた。会計上、現在の残高は109万円ほどである。今後の支出見込みを考えると、来月から引き去りを止めたいと思う。

4 その他

(1) 電子資料の使用について

議長から次のとおり説明があった。

電子資料の使用方法については、議会ICT化推進検討部会等で再三協議を行ってきた。しかし、いまだ使用基準に合わない使用並びに文字の記載が多い細かい資料については見づらい、分かりづらいなどの意見が聞かれている。本件については、電子資料の安易な使用はやめ、円滑な議会運営に資するため、電子資料の使用基準に合った使用を心がけるよう、再度お願いする。

(2) 次期各派代表者会議の日程について

9月11日（水）午前9時から行うこととされた。

×

×

日時・場所	9月11日（水）	議会運営委員会室
開議	午前8時56分	散会 午前9時8分
出席議員	笠原議長、新井美加副議長、横山、林（幸）、堤、小曾根、藤江、長谷川、中里、角田、岡田各議員、（オブザーバー）中林、近藤（登）、岡、入澤、林（倫）、小川各議員	
当局出席者	市長、財務、市民、文化スポーツ観光各部長、消防局長、指導担当次長、財政、学校教育各課長	

1 人事案件について

市長から次のとおり説明があり、人事議案については20日に議案送付し、最終日の26日に上程することです承された。

9月26日に提案する人事議案5件について、本日あらかじめ説明したいと思う。

まず、教育委員会の委員の任命についてである。佐々木素子さんが令和6年5月31日で辞職をされているが、後任として北爪麻衣子さんをお願いしたいと思う。

次に、人権擁護委員の候補者の推薦についてである。現在委員である河村史明さんと千原好子さんの任期が令和6年12月31日で満了となる。また、鎌田文子さんと前原章一さんの任期が令和6年9月30日で満了となるが、以上4名の方には引き続き委員をお願いすることとし、推薦したいと思っている。

なお、本件については、9月26日に議案として提出したいと思うので、よろしく願います。

2 市長提出追加議案について

財務部長から次のとおり説明があり、補正予算議案については、20日に議案送付し、最終日の26日に市長提出追加議案として上程することとされた。

9月補正予算第2次について説明する。

第2次としての今回の補正予算については2件の工事、1つは指定避難所である日吉体育館のバリアフリー化を行うためのエレベーター設置工事、そしてもう一つは消防防災拠点の機能強化を図るための消防団第3分団1部の車庫詰所新築移転工事、この2件の整備工事について入札が不調となったことから、工事の早期着手を行うため、所要の補正予算議案を追加送付したいと考えているものである。

概略を説明する。初めに、補正項目として、歳入の22款市債は事業費の減に伴い、防災設備整備事業債、一般財源化分などを減額するものである。

次に、歳出の9款消防費は、消防団車庫詰所整備管理事業の減として、消防団第3分団1部の車庫詰所新築移転工事について工事スケジュールの変更に伴い、本年度分の予算を減額するものである。あわせて年度内に工事の完了が見込めないことから、令和7年度を期間とした債務負担行為を設定するものである。

10款教育費は、体育施設整備事業の減として、日吉体育館エレベーター設置工事について工事スケジュールの変更に伴い、本年度分の予算を減額するものである。あわせて年度内に工事の完成が見込めないことから、令和7年度を期間とした債務負担行為を設定するものである。

補正予算一覧表については、一般会計において7,160万円を減額し、補正後の予算規模を1,547億8,641万6,000円にしようとするものである。

今回の補正予算議案については、9月20日に送付し、26日付の提出とさせてもらいたいと考えている。

3 MENT損害賠償請求訴訟について

指導担当次長から次のとおり説明があり、中里議員から発言があった。

今までも適宜報告しているMENT損害賠償請求訴訟について説明する。

初めに、事案の概要についてである。平成27年5月21日に本市とNTT東日本との間で締結したデータセンター移管設計等に関連して、平成30年3月に不正アクセスが発生し、本市にMENT内端末復旧作業に要する費用等の損害が発生したため、相手側に対し、損害賠償金1億7,735万6,440円等を求めるものである。

次に、訴訟に係るこれまでの経過についてであるが、市議会の議決を経て、令和2年3月26日、

前橋地方裁判所に訴訟を提起し、その後被告からの反訴の提起があったが、口頭弁論2回、弁論準備期日14回を経て、令和5年2月17日に1億4,298万444円等をNTT東日本が本市に支払う等の第1審判決が下された。

続いて、第1審判決後の令和5年3月2日に、相手方が東京高等裁判所へ控訴を提起したことに伴い、市議会の議決をもらい、附帯控訴を提起させてもらった。第1回、第2回の口頭弁論を経て、令和6年2月28日には控訴審の判決予定であったが、延期となった。そして、令和6年9月9日に第3回口頭弁論が開かれ、その際、裁判長から弁論終結、判決言渡し期日、和解勧告について言い渡されたところである。

最後に、今後の予定であるが、控訴審判決の言渡し期日は令和6年12月11日と決まったが、期日までの間、裁判長からの和解勧告に基づき、和解の可能性について東京高等裁判所、本市、相手側の3者間で協議が行われる予定となっている。

なお、一部報道では和解に至らなかったとの表現があったが、正確にお伝えすると、9日時点においては裁判長から和解勧告が出されたということである。

4 議会提出議案について

議長から次のとおり説明があり、了承された。

議会提出議案についてであるが、会議規則の改正及び委員会条例の改正について、9月3日の各派代表者会議において確認してもらった内容でそれぞれの議案を作成し、配付したので、確認をお願いします。

なお、議案の提出者及び上程日についてであるが、提出者については正副議長を除く各派代表者会議構成員の皆さんにお願いしたいと思う。上程日については、最終日の26日に議題としたいと思うので、よろしくをお願いします。

5 その他

(1) 次期各派代表者会議の日程について

9月26日(木)午前10時から行うこととされた。

×

×

日時・場所	9月26日(木)	議会運営委員会室
開議	午前10時3分	散会 午前10時15分
出席議員	笠原議長、新井美加副議長、横山、林(幸)、堤、小曾根、藤江、長谷川、中里、角田、岡田各議員、(オブザーバー)中林、近藤(登)、岡、入澤、林(倫)、小川各議員	

1 次期タブレットの導入機種について

議長から次のとおり説明があり、次期タブレットの導入機種、補償プラン、費用負担等について了承された。

次期タブレットの導入機種についてであるが、9月3日の各派代表者会議において各会派に検討をお願いしていた。

候補1は、現行後継機種であるiPad10.9インチ、64ギガバイト、候補2は少し軽いiPad11インチ、128ギガバイト、候補3は画面の大きいiPad13インチ、128ギガバイト、候補4はアンドロイドのdタブ10.1インチ、64ギガバイトの4つの候補である。各会派の皆さんの意見を伺ったところ、候補3が多数だったので、次期タブレットの導入機種は候補3のiPad13インチ、128ギガバイトとすることにしたいと思う。

また、セキュリティーや補償は、これまで同様、あんしん補償契約をつけることとし、プランについては、月3ギガバイトのプランを基本に、データ量が多くなった月には1ギガ1,100円で追加が可能なプランで、追加3ギガ、合計6ギガまでは自動で追加されるスピードモードを設定する。

なお、端末費用は3年間の分割払いとし、導入に係る費用及び通信費用については、これまで同様、政務活動費で支出することとしたいと思う。

2 その他

(1) 総括質問の質問時間の公平性等について

議長から次のとおり説明があり、横山、小曾根、長谷川、中里、角田、岡田、中林各議員から発言があった。

議題にはないが、私から3点ほど話をしたいと思う。前橋市手話言語条例が平成28年4月に施行になったが、制定した際に前橋市手話言語条例制定研究会のアドバイザーを務めてもらった群馬大学の金澤貴之教授から、先日、手話の手法をめぐる現状と課題等について書き記した手話の法制化と聾者の言語権という本の寄贈があった。それで、前橋の記事が約40ページにわたり、この手話言語条例を制定できた過程等が記してあるので、後ほど議会図書室に置く。1冊なので、順番に見てもらえればと思う。

2つ目だが、せんだって一般財団法人前橋市スポーツ協会から要望書が出ているが、各会派に配られていると思うので、よろしく願います。

3点目であるが、総括質問の質問時間の公平性について、令和7年第1回定例会に向けて協議を進めていきたいと思う。今後また連絡等をするので、よろしく願います。

■ ロ ビ ー

—— 9 月 の 日 誌 ——

月 日	曜日	日 誌
9月 3日	火	各派代表者会議 議会運営委員会 本会議（1日目）
9月10日	火	議会運営委員会 本会議（2日目） 正副常任委員長会議
9月11日	水	各派代表者会議 議会運営委員会 本会議（3日目） 4常任委員会
9月17日	火	建設水道常任委員会（決算審査）
9月18日	水	総務常任委員会（決算審査）
9月19日	木	教育福祉常任委員会（決算審査）
9月20日	金	市民経済常任委員会（決算審査）
9月26日	木	各派代表者会議 議会運営委員会 本会議（4日目）

—— 図 書 室 だ よ り ——

（9月購入・寄贈図書）

書 名	著（編）者	発 行	備考
地域資源入門	大友 詔雄	自治体研究社	
データで読む地域再生—「強い県・強い市町村」の秘密を探る	日本経済新聞社地域報道センター	日本経済新聞出版	
覚悟の論理—戦略的に考えれば進む道はおのずと決まる	石丸 信二	ディスカヴァー・トゥエンティワン	
世界の一流は「雑談」で何を話しているのか	ピョートル・フェリクス・グジバチ	クロスメディア・パブリッシング	
思想としての右翼	松本 健一	論創社	
バカロレアの哲学—「思考の型」で自ら考え、書く	坂本 尚志	日本実業出版社	
交通崩壊	市川 嘉一	新潮社	
くじ引きしませんか？—デモクラシーからサバイバルまで	瀧川 裕英	信山社出版	
「リベラル」の正体	茂木 誠／朝香 豊	ワック	

書名	著(編)者	発行	備考
入門 温暖化を止める再エネ革命	岩渕 孝	学習の友社	
自動運転レベル4—どうしたら社会に受け入れられるか	樋笠 堯士	学芸出版社	
選択的夫婦別姓—これからの結婚のために考える、名前の問題	寺原 真希子/三浦 徹也	岩波書店	
基礎から考える社会保障—私たちの生活を支える制度と仕組み	村田 隆史/長友 薫輝/ 曾我 千春	自治体研究社	
われら自身の希望の未来—戦争・公害・自治を語る	宮本 憲一	かもがわ出版	
ポピュリズム、ナショナリズムと現代政治	渡辺 博明	ナカニシヤ出版	
アップルさらなる成長と死角—ジョブズのいないアップルで起こっていること	竹内 一正	ダイヤモンド社	
なぜAppleは強いのか—製品分解からわかる真の技術力	清水 洋治	技術評論社	
持続可能なまちづくりとSDGs	荒井 壽夫	八朔社	
地域居住とまちづくり—多様性を尊重し協同する地域社会をめざして	中山 徹	自治体研究社	
公園の木はなぜ切られるのか—都市公園とPPP/PFI	尾林 芳匡/中川 勝之	自治体研究社	
学校統廃合と公共施設の複合化・民営化—PPP/PFIの実情	山本 由美/尾林 芳匡	自治体研究社	
パラスポーツとボランティア—大学生、パラアスリートと出会う	兵藤 智佳/花岡 伸和	ナカニシヤ出版	
牧瀬流まちづくり—すぐに使える成功への秘訣	牧瀬 稔	経済調査会	
地方で働き、地方で生きるという選択	森 康彰	幻冬舎	
希望をくれた人—パラアスリートの背中を押したプロフェッショナル	宮崎 恵理	協同医書出版社	
社会的養護の社会学—家庭と施設の間にたたく子どもたち	土屋 敦/藤間 公太	青弓社	
僕は君たちに武器を配りたい	瀧本 哲史	講談社	
アセンブリ—新たな民主主義の編成	アントニオ・ネグリ/マイケル・ハート	岩波書店	
最強のコミュカのつくりかた—3128の科学データから編み出した18のメソッド	鈴木 祐	扶桑社	
「働き手不足1100万人」の衝撃—2040年の日本が直面する危機と“希望”	古谷 星斗/リクルートワークス研究所	プレジデント社	

書名	著(編)者	発行	備考
君に友だちはいない	瀧本 哲史	講談社	
人間発達の福祉国家論	二宮 厚美	新日本出版社	
「人生百年時代」の困難はどこにあるか—医療、介護の現場をふまえて	石田 一紀/新井 康友/ 矢部 広明	新日本出版社	
リベラルのことは嫌いでも、リベラリズムは嫌いにならないでください	井上 達夫	毎日新聞出版	
反共感論—社会はいかに判断を誤るか	ポール・ブルーム	白揚社	
ポピュリズムの政治社会学—有権者の支持と投票行動	松谷 満	東京大学出版会	
スポーツの歴史—その成り立ちから文化・社会・政治・ビジネスまで	レイ・ヴァンプルー	原書房	
右翼ポピュリズムのディスコース(第2版)—恐怖をあおる政治を暴く	ルート・ヴォダック	明石書店	
社会はなぜ左と右にわかれるのか—対立を超えるための道徳心理学	ジョナサン・ハイト	紀伊國屋書店	
いま地域医療で何が起きているのか—「地域医療構想」のねらい	横山 壽一/池尾 正/増田 勝/長友 薫輝/今西 清	旬報社	
農業が温暖化を解決する！—農業だからできること	枝廣 淳子	岩波書店	
昭和史からの警鐘—松本清張と半藤一利が残したメッセージ	吉田 敏浩	毎日新聞出版	
地域づくりのヒント—地域創生を進めるためのガイドブック	牧瀬 稔	先端教育機構 社会情報大学院 大学出版社	
国債ビジネスと債務大国日本の危機	山田 博文	新日本出版社	
手話の法制化と聾者の言語権	金澤 貴之/二神 麗子	生活書院	寄贈
知っておきたい日本の農業・食料—過去・現在・未来そして農業の基本方向の転換を—	小倉 正行	学習の友社	

議 会 月 報 令和6年9月号

編集 前橋市議会事務局議事課調査係

発行 前橋市議会事務局

